

2017

Shiozawa Shinyokumiai

DISCLOSURE

平成29年度 塩沢信用組合 業績のご報告





1989年(平成元年)

6月19日 「しおしんレディーススクイーン」設立

1992年(平成4年)

2月17日 津南信栄会設立
(当時会員数94名)

1993年(平成5年)

12月13日 小出郷支店開設

2001年(平成13年)

10月14日 第1回塩沢信用組合理事長杯
少年野球大会(毎年開催)

2002年(平成14年)

9月10日 「飛鳥クルーズ小樽のたび」
(総勢512名)

11月1日 小出郷信栄会設立
(当時会員数47名)

2003年(平成15年)

6月21日 創立50周年記念式典

2005年(平成17年)

4月11日 本部・本店駅通り店に移転

2006年(平成18年)

5月8日 新本店新築

5月29日 しんくみセンター開設

2011年(平成23年)

6月20日 「金融担当大臣顕彰」受賞

2013年(平成25年)

6月22日 創立60周年記念式典

2016年(平成28年)

9月28日 「魚沼の未来基金」設立
11月28日 石打支店新築



60周年



金融担当大臣顕彰



飛鳥



しおしんレディーススクイーン

理事長あいさつ



魚沼の
塩沢信用組合

理事長 小野澤一成

当組合では、平成29年度の事業方針を大きく変化させ、それを浸透させるために、昨年の倍の会議と専門委員会を営業時間内に開催しています。私自身も、昨年まではとにかく外出することが多く、ほとんど組合の中にいる時間はありませんでしたが、今年は今のところ意識して組合にいる時間を取るようにしています。職員からまず理解してもらうことが大切であり、手間がかかっても経営者としては手を抜いてはならない仕事と理解しています。

第四銀行と北越銀行の経営統合、2020年の合併が明確になりました。県内地銀同士の合併であり、互いの体制強化により総体的に金融サービスの向上が期待でき、新潟県経済にはとても良いことと判断しています。しかし県内人口の減少と事業所数の減少は引き続き進み、金融機関を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増してくるため、金融機関としての独自性や差別化が図られていないところは、規模のメリットを追求する合併か大幅な人員削減などによる生き残り策が展開されると予想しています。

全国銀行協会のカードローンに関する申し合わせを受け、50万円超の審査に年収証明書を徴求することや借入比率を年収の3分の1以下とするなど、銀行が作り上げた「大型化」と「来店不要」「通帳不要」「収入証明不要」に警鐘が鳴らされています。なぜ大型化が進行したのか、かつての消費者金融のような「過剰融資」がなぜ銀行で発生しているのか。安易なスマホの割賦販売契約やコンビニ支払いなどの利便性多様化の影響で、手軽に利用を続ける消費者が知らないうちに自分の信用情報を傷つけてしまい、金融サービスにアクセスできないという新たな社会問題、個人版金融排除の実態が顕在化しつつあります。

総量規制の枠外である銀行カードローンの大型化が進み、潜在的な多重債務が生まれている中で、ゆうちょ銀行の口座保有者向け「無担保融資」が火に油を注ぐことに成りはしないかと懸念しています。自己破産予備軍は確実に増えていて、やがて顕在化してきます。地域密着の金融機関として、保証機関に頼らない独自の審査基準を持ち、ローカル情報を駆使した「家計診断」によりお困りの家計を救済し、さらに将来変化にも寄り添い、家計を再生へと導いていける金融機関が求められていると考えています。

私ども役員職員一同、お客様のために毎日懸命に営業いたしますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

平成29年6月

沿革・しおしんのあゆみ

- 1953年（昭和28年）
3月5日 設立
- 4月1日 営業開始（創業）
- 1962年（昭和37年）
11月11日 創立10周年記念記念式典
- 1967年（昭和42年）
12月25日 石打出張所開設
- 1972年（昭和47年）
11月5日 本店新築竣工祝賀会兼創立20周年記念式典
- 1974年（昭和49年）
11月5日 石打支店新築
- 1979年（昭和54年）
11月5日 五日町出張所開設
- 1981年（昭和56年）
1月26日 五日町信栄会設立
（当時会員数134名）
- 8月7日 本店信栄会設立
（当時会員数134名）
- 11月12日 石打信栄会設立
（当時会員数180名）
- 1983年（昭和58年）
12月5日 津南支店開設
- 1984年（昭和59年）
11月5日 五日町支店新築
- 1988年（昭和63年）
6月1日 年金友の会「よろこび」設立



本店新築当時の役員



本店新築の工事



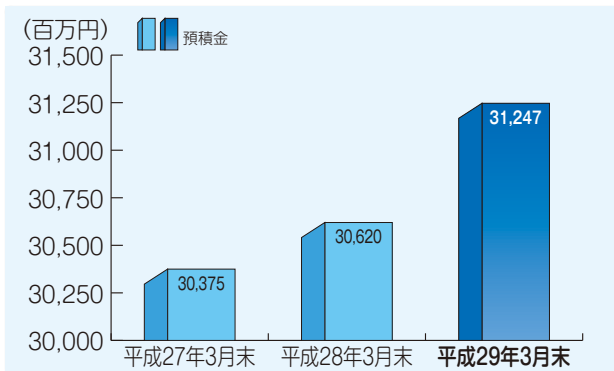
10周年



創業

業績ハイライト

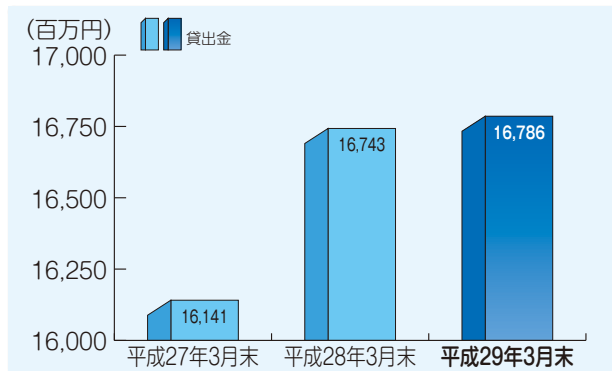
預積金



預積金は、6億円増加し、310億円を突破

地域に根差した営業活動と、マイナス金利以後も預金金利を引き下げていることから、組合経営の基盤である預積金残高は、5年連続して増加となりました。

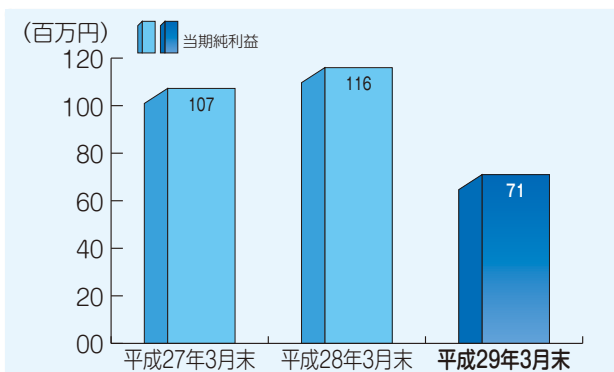
貸出金



貸出金は、43百万円堅調に増加

中小事業者、勤労者の皆様に寄り添い、タイムリーに必要な資金を提供しつつ、抱える課題を解決する営業に徹し、貸出金は堅調に増加しました。

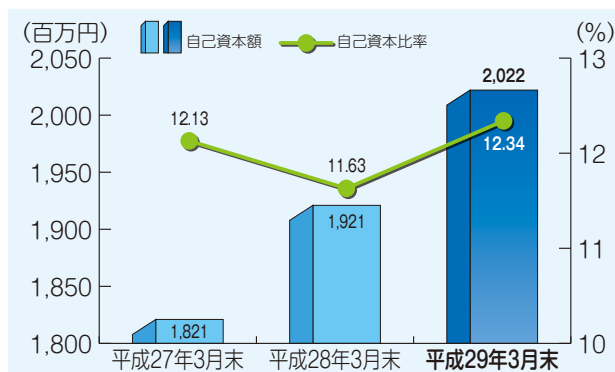
当期純利益



当期純利益は、71百万円を確保。積極的な貸倒引当金計上を実施

本業である貸出金利息収入で着実に積み増した利益により、積極的な貸倒引当金計上を実施しました。

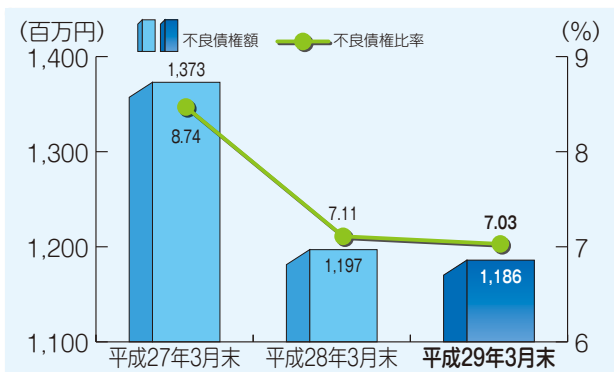
自己資本額



自己資本額は20億円を突破、自己資本比率も高い健全性を確保

順調な利益計上により、自己資本額は20億円を突破しました。自己資本比率は、国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準が求められていますが、当組合は国際基準である8%をも大幅に超える十分な水準を維持しています。

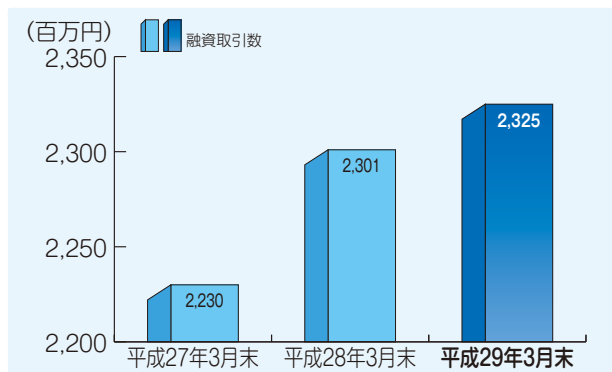
不良債権額



不良債権額は、順調に計上した当期利益の中から積極的に処理をすすめ1億円減少

事業先の事業の改善に注力し、不良債権比率も0.08%改善しました。

融資取引先数



融資取引先数は24先純増し、2,325先に増加

約定完済等により融資取引先数は334先減少したものの、358先に新たにご利用いただき、前期も着実に増加しています。当組合では、本業の基盤の最も重要な指標の一つとして融資取引先数の増加にこだわっており、着実にお取引先様の数、リピーターの数を増加させています。

■貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	21年～39年
動産	5年～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（28年3月31日現在）	
年金資産の額	350,899百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	315,237百万円
差引額	35,661百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	0.234%
--	--------

- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高27,132百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

55百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額

397百万円

- 貸出金のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は983百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は169百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,186百万円であります。なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、71百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	3,010百万円
担保資産に対応する債務	借入金	2,800百万円

上記のほかが替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額は5,200円88銭です。
- 商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、

当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	16,018	16,075	56
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	300	0
その他有価証券	2,601	2,601	-
(3) 貸出金	16,786		
貸倒引当金(※)	▲ 637		
	16,148	16,748	600
金融資産計	35,068	35,724	656
(1) 預金積金	31,247	31,248	1
(2) 借入金	2,800	2,800	-
金融負債計	34,047	34,048	1

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	15

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	100百万円	109百万円	9百万円
小 計	100	109	9

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	200百万円	190百万円	▲ 9百万円
小 計	200	190	▲ 9
合 計	300	300	0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
国 債	1,792百万円	1,598百万円	194百万円
その他	346	295	50
小 計	2,138	1,894	244

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
その他	462百万円	475百万円	▲ 13百万円
小 計	462	475	▲ 13
合 計	2,601	2,370	231

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みのないものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

・時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

・時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却損				
	192百万円	2百万円				
			1年以内	1年超	5年超	10年超
国 債	-	-	5年以内	730百万円	217百万円	845百万円
その他	-	-	-	-	-	300
合 計	-	-	730	217		1,145

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,411百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,411百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸倒引当金	159百万円
税務上の繰越欠損金	11
退職給付引当金	7
固定資産	21
賞与引当金	2
その他	8
繰延税金資産小計	210
評価性引当額	▲ 192
繰延税金資産合計	17
有価証券評価差額金	63
繰延税金負債合計	63
繰延税金負債の純額	46百万円

30. (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

31. (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更により、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、それぞれ1百万円増加しております。

■損益計算書

科 目	平成27年度	平成28年度
経常収益	619,890	653,576
資金運用収益	570,618	616,484
貸出金利息	463,756	474,121
預け金利息	35,250	29,075
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	67,142	108,927
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	4,469	4,359
役務取引等収益	31,744	31,903
受入為替手数料	17,231	17,161
その他の役務収益	14,512	14,741
その他業務収益	15,136	4,157
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	6,718	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	8,418	4,157
その他経常収益	2,391	1,032
貸倒引当金戻入益	513	-
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	1,877	1,032
経常費用	503,193	582,442
資金調達費用	11,472	11,694
預金利息	10,224	10,023
給付補てん備金繰入額	379	351
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	778	1,224
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマースナル・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	91	95
役務取引等費用	34,338	33,532
支払為替手数料	10,162	10,544
その他の役務費用	24,176	22,987
その他業務費用	20	3,212
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	2,887
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	20	324
経常費用	440,081	442,249
人件費	267,288	261,987
物件費	167,589	173,798
税	5,203	6,463
その他経常費用	17,280	91,754
貸倒引当金繰入額	-	82,339
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	17,280	9,414
経常利益	116,697	71,134

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	0	11,317
固定資産処分損	0	11,317
減損損失	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	116,697	59,816
法人税、住民税及び事業税	626	610
法人税等調整額	27	▲12,202
法人税等合計	653	▲11,592
当期純利益	116,044	71,409
繰越金(当期首残高)	69,412	64,590
当期末処分剰余金	185,457	136,000

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	185,457	136,000
当期純利益	116,044	71,409
繰越金	69,412	64,590
利益準備金取崩額	1,522	631
特別積立金取崩額	27	0
うち経営改善積立金	27	0
剰余金処分額	122,415	68,596
利益準備金	0	0
普通出資に対する配当金 (普通出資に対する配当率)	12,415 (年3%の割合)	12,393 (年3%の割合)
特別積立金 (うち経営改善積立金)	110,000 0	56,202 12,202
次期繰越金	64,590	68,035

■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の第8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成29年6月22日
塩沢信用組合
理事長 小野澤一成

■損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 171円44銭

自己資本の充実の状況について

(単位：百万円)

I. 自己資本の構成に関する事項

項 目	平成 27 年度	経過措置 による 不算入額	平成 28 年度	経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,913		1,971	
うち、出資金及び資本剰余金の額	414		413	
うち、利益剰余金の額	1,511		1,570	
うち、外部流出予定額(△)	12		12	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	24		59	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	24		59	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,938		2,031	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	2	2	1
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2	2	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	15	23	6	4
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-

項 目	平成 27 年度	経過措置 による 不算入額	平成 28 年度	経過措置 による 不算入額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	17		8	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	1,921		2,022	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	15,420		15,244	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲124		▲144	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2		1	
うち、繰延税金資産	23		4	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲150		▲150	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,089		1,139	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	16,509		16,384	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	11.63%		12.34%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,420	616	15,244	609
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,545	621	15,388	615
① ソブリン向け	85	3	102	4
② 金融機関向け	3,011	120	3,326	133
③ 法人等向け	3,885	155	4,045	161
④ 中小企業等・個人向け	3,905	156	3,033	121
⑤ 抵当権付住宅ローン	636	25	1,253	50
⑥ 不動産取得等事業向け	32	1	-	-
⑦ 三月以上延滞等	52	2	84	3
⑧ 出資等	582	23	278	11
出資等のエクスポージャー	582	23	278	11
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	87	3	87	3
⑪ その他	3,014	120	2,925	117
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(3) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	25	1	5	0

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
(4) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲ 150	▲ 6	▲ 150	▲ 6
(5) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
(6) 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,089	43	1,139	45
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	16,509	660	16,384	655

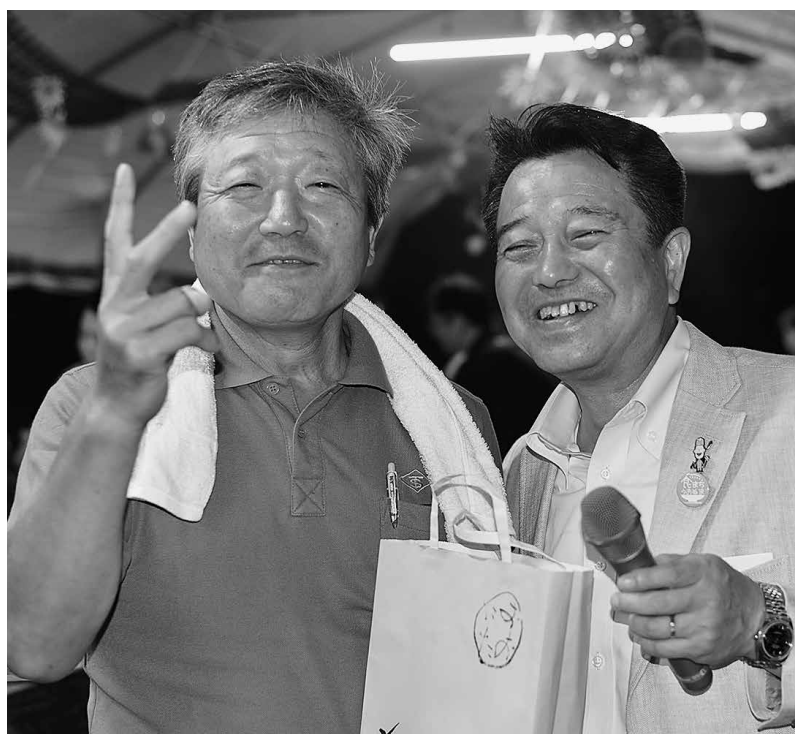
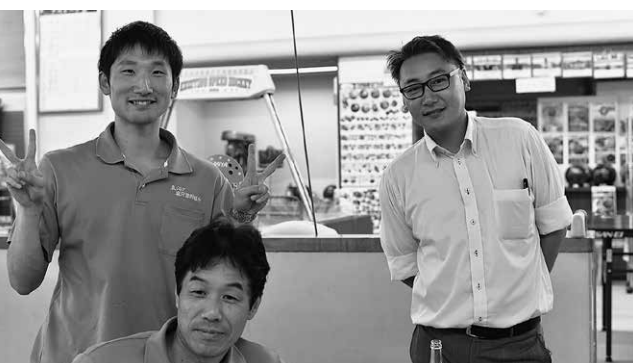
(注)

- 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

- 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



小出郷支店信栄会納涼祭（平成28年8月5日）

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地区別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
内	35,301	36,842	48	43	3,142	2,656	-	-	197	129
外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	35,301	36,842	48	43	3,142	2,656	-	-	197	129
製造業	883	997	-	-	-	-	-	-	21	-
農業・林業	791	800	32	30	-	-	-	-	-	-
漁業	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,565	1,615	0	-	-	-	-	-	18	45
電気・ガス・熱供給・水道業	95	78	0	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	60	33	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	291	331	0	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,810	1,856	1	0	-	-	-	-	9	10
金融業・保険業	16,028	17,494	0	0	1,443	1,057	-	-	-	-
不動産業	122	108	-	-	-	-	-	-	81	-
物品賃貸業	11	5	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	91	75	0	0	-	-	-	-	-	-
宿泊業	673	768	-	-	-	-	-	-	-	3
飲食業	711	777	0	0	-	-	-	-	-	14
生活関連サービス業・娯楽業	314	303	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	3	24	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	112	201	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,948	1,677	0	0	-	-	-	-	26	-
その他の産業	98	51	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	2,769	2,307	-	-	1,699	1,598	-	-	-	-
個人	5,739	6,027	13	11	-	-	-	-	39	56
その他	1,176	1,269	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	35,301	36,842	48	43	3,142	2,656	-	-	197	129
1年以下	19,201	19,777	0	0	100	-	-	-	-	-
1年超3年以下	4,755	7,615	3	1	100	499	-	-	-	-
3年超5年以下	5,820	3,530	-	-	599	199	-	-	-	-
5年超7年以下	1,018	1,134	-	-	199	199	-	-	-	-
7年超10年以下	838	907	1	1	-	-	-	-	-	-
10年超	765	1,462	42	39	699	999	-	-	-	-
期間の定めのないもの	292	193	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2,608	2,219	-	-	1,444	757	-	-	-	-
残存期間別合計	35,301	36,842	48	43	3,142	2,656	-	-	-	-

(注)

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれています。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成27年度	15	24	-	15	24
	平成28年度	24	59	-	24	59
個別貸倒引当金	平成27年度	764	618	136	628	618
	平成28年度	618	577	88	530	577
合計	平成27年度	780	643	136	643	643
	平成28年度	643	637	88	555	637

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	27年度	28年度	27年度	28年度	目的使用		その他		27年度	28年度	27年度	28年度
製 造 業	106	34	34	19	72	20	34	14	34	19	-	-
農 業 ・ 林 業	-	-	-	5	-	-	-	-	-	5	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	18	18	18	69	-	-	18	18	18	69	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	1	3	1	57	-	-	1	3	1	57	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	66	66	66	-	-	66	66	-	66	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	265	252	252	249	8	-	257	252	252	249	-	-
飲 食 業	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	241	174	174	102	54	0	188	173	174	102	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 合 計	63	68	68	75	1	-	62	68	68	75	-	-
合 計	764	618	618	577	136	88	628	530	618	577	-	-

(注)

1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	-	3,321	-	2,835
10	-	855	-	1,028
20	400	14,267	600	16,022
35	-	1,823	-	3,693
50	-	31	-	3
75	-	5,617	-	4,381
100	14	6,958	14	6,932
150	-	19	-	14
250	-	-	-	-
1,250	-	-	-	-
その他	-	1,343	-	757
合 計	414	34,238	615	35,669

(注)

1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



津南信栄会ふれあいBBQ（平成28年8月6日）

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		630	628	-	-	-	-
①	ソブリン向け	0	1	-	-	-	-
②	金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③	法人等向け	172	171	-	-	-	-
④	中小企業等・個人向け	451	343	-	-	-	-
⑤	抵当権付住宅ローン	5	111	-	-	-	-
⑥	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦	三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
⑧	出資金等	-	-	-	-	-	-
	出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑨	その他	-	-	-	-	-	-

(注)

- 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
- 上記「保証」には、告示（平成18年度金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
- 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非 上 場 株 式 等	15	-	15	-

出資等エクスポージャーのうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	74	87

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、99パーセントタイル値または1パーセントタイル値として金利リスクを算出しております。

主要な経営指標の推移

■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	596,089	582,756	611,195	619,890	653,576
経常利益	105,918	77,996	108,398	116,697	71,134
当期純利益	103,283	77,047	107,796	116,697	71,409
預金積金残高	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003	31,247,328
貸出金残高	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480	16,786,371
有価証券残高	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202	2,916,515
総資産額	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059	36,362,732
純資産額	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564	2,151,481
自己資本比率(単体)	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%	12.34%
出資総額	404,949	412,466	415,829	414,307	413,676
出資口数	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口	413,676口
出資に対する配当金	12,020	12,203	12,479	12,415	12,393
職員数	45	43	46	45	46

(注)

1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。
2. 自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息 利 回	
			利	回
資金運用勘定	27年度	32,983	570	1.72
	28年度	34,599	616	1.78
うち貸出金	27年度	16,565	463	2.79
	28年度	17,088	471	2.77
うち預け金	27年度	13,578	35	0.26
	28年度	14,358	29	0.20
うち金融機関貸付等	27年度	-	-	-
	28年度	-	-	-
うち有価証券	27年度	2,780	67	2.41
	28年度	3,084	108	3.53
資金調達勘定	27年度	31,544	11	0.03
	28年度	33,171	11	0.03
うち預金積金	27年度	30,744	10	0.03
	28年度	30,917	10	0.03
うち借入金	27年度	781	0	0.09
	28年度	2,234	1	0.05

■粗利益

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
資金運用収益	570,618	616,484
資金調達費用	11,472	11,694
資金運用収支	559,146	604,790
役員取引等収益	31,744	31,903
役員取引等費用	34,338	33,532
役員取引等収支	▲ 2,594	▲ 1,629
その他業務収益	15,136	4,157
その他業務費用	20	3,212
その他業務収支	15,116	945
業務粗利益	571,667	604,105
業務粗利益率	1.73%	1.74%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ				
通貨スワップ				
先物外国為替取引				
金利オプション(買)				
通貨オプション(買)				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

■先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成27年度			平成28年度		
	契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
金 利	売 建					
	買 建					
債 券	売 建					
	買 建					
合 計	売 建					
	買 建					
差 引 計						

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

■業務純益

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
業 務 純 益	133,921	129,101

■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度
資金運用利回(A)	1.72%	1.78%
資金調達原価率(B)	1.42%	1.36%
総資金利鞘(A-B)	0.30%	0.42%

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.34%	0.20%
総資産当期純利益率	0.34%	0.20%

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	6,718	-
その他の業務収益	8,418	4,157
合 計	15,136	4,157

■有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格 (A)	時価 (B)	評価損益 (B)-(A)
有 価 証 券	平成27年度	3,187	3,478	291
	平成28年度	2,685	2,917	231
金 銭 の 信 託	平成27年度			
	平成28年度			
デリバティブ 等 商 品	平成27年度			
	平成28年度			

(注)

1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

■経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
人 件 費	267,288	259,759
報 酬 給 料 手 当	215,609	214,149
賞与引当金繰入額	488	▲ 320
退 職 給 付 費 用	19,566	16,570
社 会 保 険 料 等	31,623	29,359
物 件 費	167,589	173,798
事 務 費	80,158	78,446
固 定 資 産 費	26,465	24,046
事 業 費	22,645	27,325
人 事 厚 生 費	5,867	3,523
預 金 保 険 料	12,612	12,733
固 定 資 産 償 却	19,841	26,544
税 金	5,203	6,463
合 計	440,081	440,021

■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
役 務 取 引 等 収 益	31,744	31,903
受 入 為 替 手 数 料	17,231	17,161
そ の 他 の 受 入 手 数 料	14,512	14,741
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	-	-
役 務 取 引 等 費 用	34,338	33,532
支 払 為 替 手 数 料	10,162	10,544
そ の 他 の 支 払 手 数 料	10,386	8,376
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	13,789	14,610

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
受 取 利 息 の 増 減	21,012	45,866
支 払 利 息 の 増 減	▲ 3,203	222

■一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
1 店舗当たりの預金残高	6,124	6,249
1 店舗当たりの貸出金残高	3,348	3,357

■職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
職員1人当たりの預金残高	680	679
職員1人当たりの貸出金残高	372	364

■預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度	
預 貸 率	期 末 残 高	54.68	53.72
	期 中 平 残	53.87	55.27
預 証 率	期 末 残 高	11.36	9.33
	期 中 平 残	9.04	9.97

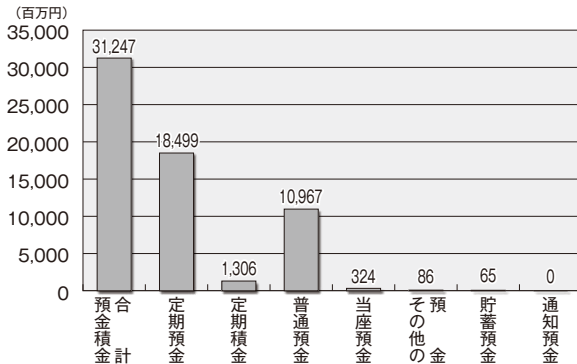
資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,943	35.74	11,113	35.94
定期性預金	19,594	63.99	19,762	63.92
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	81	0.26	41	0.13
合 計	30,620	100.00	30,917	100.00

■28年度・預金科目別構成グラフ



資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	80	0.48	92	0.54
手形貸付	1,650	9.96	1,541	9.02
証書貸付	13,873	83.75	14,513	84.93
当座貸越	960	5.80	940	5.50
合 計	16,565	100.00	17,088	100.00

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	9,058	54.10	8,866	52.82
設備資金	7,684	45.89	7,920	47.18
合 計	16,743	100.00	16,786	100.00

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,152	46.92	3,193	45.59
住宅ローン	3,566	53.08	3,811	54.41
合 計	6,718	100.00	7,004	100.00

■貸出金金利区別残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	6,134	42.76	6,004	41.55
変動金利貸出	8,210	57.24	8,445	58.45
合 計	14,344	100.00	14,449	100.00

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	26,441	86.35	26,995	86.39
法人	4,178	13.64	4,251	13.60
一般法人	4,007	13.09	3,924	12.56
金融機関	3	0.01	19	0.06
公 金	166	0.54	307	0.98
合 計	30,620	100.00	31,247	100.00

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
固定金利定期預金	17,311	17,652
変動金利定期預金	110	108
その他の定期預金	807	737
合 計	18,230	18,499

■財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
財形貯蓄残高	29	26

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,652	59.45	1,599	51.85
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	15	0.54	15	0.49
外国証券	150	5.40	236	7.65
その他の証券	962	34.62	1,232	39.95
合 計	2,779	100.00	3,084	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成27年度	-	745
	平成28年度	-	730	217	845
地 方 債	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
短期社債	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
社 債	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
株 式	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
外国証券	平成27年度	-	-	-	100
	平成28年度	-	-	-	300
その他の証券	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
合 計	平成27年度	-	745	221	968
	平成28年度	-	730	217	1,145

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	840	5.02	962	5.73
農 業 ・ 林 業	597	3.57	615	3.66
漁 業	-	-	12	0.07
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	1,386	8.28	1,408	8.39
電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.26	44	0.26
情 報 通 信 業	60	0.36	33	0.20
運 輸 業 ・ 郵 便 業	280	1.67	321	1.91
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,730	10.33	1,775	10.57
金 融 業 ・ 保 険 業	400	2.39	400	2.38
不 動 産 業 業	119	0.71	106	0.63
物 品 賃 貸 業 業	11	0.07	5	0.03
学術研究・専門・技術サービス業	77	0.46	61	0.36
宿 泊 業 業	667	3.98	762	4.54
飲 食 業 業	587	3.51	602	3.59
生活関連サービス業・娯楽業	265	1.58	256	1.53
教 育 ・ 学 習 支 援 業 業	3	0.02	24	0.14
医 療 ・ 福 祉 業 業	112	0.67	201	1.20
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 業	1,670	9.97	1,427	8.50
そ の 他 の 産 業 業	98	0.59	51	0.30
小 計	8,956	53.49	9,074	54.06
国・地方公共団体等	1,068	6.38	707	4.21
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,718	40.12	7,004	41.73
合 計	16,743	100.00	16,786	100.00

■貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

■担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	平成27年度	576	3.44	-
	平成28年度	568	3.38	-
有 価 証 券	平成27年度	-	-	-
	平成28年度	-	-	-
動 産	平成27年度	-	-	-
	平成28年度	-	-	-
不 動 産	平成27年度	8,048	48.07	43
	平成28年度	7,810	46.53	39
そ の 他	平成27年度	-	-	-
	平成28年度	-	-	-
小 計	平成27年度	8,624	51.51	43
	平成28年度	8,378	49.91	39
信用保証協会・信用保険	平成27年度	985	5.88	5
	平成28年度	1,057	6.30	3
保 証	平成27年度	4,074	24.33	-
	平成28年度	4,390	26.15	-
信 用	平成27年度	3,059	18.27	-
	平成28年度	2,959	17.63	-
合 計	平成27年度	16,743	100.00	48
	平成28年度	16,786	100.00	43

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	24	9	59	35
個別貸倒引当金	618	▲146	577	▲41
合 計	643	▲137	637	▲6

■リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権は、平成10年に施行された「金融システム改革法」に基づいて平成11年3月期より開示しております。
作成に当たっては、貸出資産の自己査定債務者区分を基準として集計しており、「自己査定による債務者区分」と「金融再生法に準じた債権区分」及び「金融システム改革法に基づくリスク管理債権」の関係を一覧表にして表記いたしましたのでご参照ください。

I. 自己査定と金融再生法に基づく開示債権並びに管理債権との関係

自己査定による債務者区分	金融再生法に準じた債権区分 (貸出金とその他債権を合算しております)		金融システム改革法に基づくリスク管理債権	自己査定の分類区分の範囲				当組合償却引当概要
	(貸 出 金)	※ (その他債権)		(貸 出 金 の み)	I	II	III	
破 綻 先 実 質 破 綻 先	破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	同 左	破 綻 先 債 権	○	○	○	○	Ⅲ・Ⅳ分類に対して100%の引当
破 綻 懸 念 先			延 滞 債 権	○	○	○	-	
要 注 意 先	要 管 理 債 権	同 左	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	○	○	-	-	債権額に対する毀損率により算出し引当
			貸 出 条 件 緩 和 債 権	○	○	-	-	
正 常 先	正 常 債 権			○	-	-	-	債権額に対する毀損率により今後1年間の予想損失額を算出し引当

※その他債権とは、当該債務者に対する未収利息・仮払金・債務保証見返等の債権をいいます。

II. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

平成29年3月末

(単位：千円)

区 分	分	貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	平成27年度	111,205	22,540	88,665	100.00%
	平成28年度	32,678	6,349	26,329	100.00%
延滞債権	平成27年度	956,330	395,484	529,973	96.77%
	平成28年度	983,753	408,298	551,641	97.58%
3か月以上延滞債権	平成27年度	-	-	-	- %
	平成28年度	-	-	-	- %
貸出条件緩和債権	平成27年度	129,481	34,193	19,194	41.23%
	平成28年度	169,695	37,725	32,615	41.45%
合 計	平成27年度	1,197,017	452,217	637,833	91.06%
	平成28年度	1,186,127	452,372	610,585	89.62%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てのあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ。商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息計上貸出金です。
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
- 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

III. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

平成29年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度	255,003	114,464	140,539	255,003	100.00%	100.00%
	平成28年度	171,275	102,427	68,848	171,275	100.00%	100.00%
危険債権	平成27年度	812,532	303,559	478,099	781,659	96.20%	93.93%
	平成28年度	845,155	312,219	509,122	821,341	97.18%	95.53%
要管理債権	平成27年度	129,481	34,193	19,194	53,387	41.23%	20.14%
	平成28年度	169,695	37,725	32,615	70,340	41.45%	24.71%
不良債権計	平成27年度	1,197,017	452,217	637,833	1,090,050	91.06%	85.64%
	平成28年度	1,186,127	452,372	610,585	1,062,958	89.62%	83.21%
正 常 債 権	平成27年度	15,621,088					
	平成28年度	15,669,931					
合 計	平成27年度	16,818,105					
	平成28年度	16,856,058					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

IV. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

平成29年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権	I分類額	II分類額	III分類額	IV分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
① 破綻先債権額	-	6,349	2,725	23,604	32,678	26,329
② 実質破綻先債権額	2,585	93,492	209	42,309	138,597	42,519
③ 破綻懸念先債権額	74,608	237,611	532,936	-	845,155	509,122
④ 要注 意先	要管理先債権額	-	203,376	-	203,376	32,615
	その他要注意先債権額	351,190	2,011,737	-	2,362,927	21,620
⑤ 正 常 先 債 権 額	13,273,322	-	-	-	13,273,322	5,528
総 与 信 額	13,701,706	2,552,567	535,870	65,913	16,856,058	637,735

その他の業務

代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全国信用組合連合会	10,794	2.63	9,200	2.58
商工組合中央金庫	-	-	-	-
日本政策公庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	188,916 (26,671) (162,245)	46.04	171,110 (19,389) (151,721)	47.92
独立行政法人住宅金融支援機構	202,767	49.41	168,995	47.33
独立行政法人福祉医療機構	935	0.23	799	0.22
独立行政法人中小企業基盤整備機構	6,950	1.69	6,950	1.95
そ の 他	-	-	-	-
合 計	410,365	100.00	357,055	100.00

主要な業務の内容

A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金（譲渡性預金）も取扱っております。

B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越（カードローン含む）、商業手形等の割引を取扱っております。

C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

E 付帯業務

- ① 債務の保証業務
- ② 有価証券の貸付業務
- ③ 国債等の引受け

④ 代理業務

- イ. 日本政策公庫の代理貸付
- ロ. 商工組合中央金庫の代理貸付
- ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付
- ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付
- ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理貸付
- ヘ. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理
- ト. 地方公共団体の公金取扱業務
- チ. 株式会社払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑤ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）全国信用協同組合連合会

- ⑥ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- ⑦ 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成27年度末		平成28年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	25,384	20,803	25,668	11,202
	他の金融機関から	38,956	12,646	39,701	12,248
代 金 取 立	他の金融機関向け	867	345	673	326
	他の金融機関から	2,021	1,459	2,552	1,691

各種サービス手数料一覧

●内国為替・振込手数料

種 類			手 数 料						
窓口またはATMご利用の場合			窓 口		A T M				
			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込		現金による振込	他行カード振込	
当 組 合 宛	当組合同一店宛	5万円未満	108円	無 料	非組合員の方		無 料	無 料	
		5万円以上	324円		組合員の方				
	当組合本支店宛	5万円未満	216円		無 料	無 料			無 料
		5万円以上	432円						
他 行 宛	電信扱い	5万円未満	648円	432円	540円	324円	540円	540円	
		5万円以上	864円	648円	756円	540円	756円	756円	

※定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

●各種発行手数料

種	類	手数料	
各種発行手数料	手形・小切手帳 交付手数料	小切手帳	1冊(50枚) 648円
		約束手形帳	1冊(25枚) 324円
		為替手形帳	1冊(25枚) 324円
		マル専手形用紙	1枚 540円
	自己宛小切手発行手数料		1枚 540円
	通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカードの再発行 ※		1,080円
	預金残高証明書		1通につき 540円
	融資残高証明書		無料
	住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		無料
	融資証明書		1通につき 3,240円
利息証明書		1通につき 540円	

※紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

●内国為替・取立手数料

種	類	手数料	
取立手数料	当組合本店所在の手形交換地域内の場合	216円	
	当組合加盟の異なる 手形交換所のもの	普通扱い	648円
		至急扱い	864円
	当組合支払場所で本店宛	216円	
	当組合支払場所で同一店内	無料	

●個人情報開示請求手数料

種	類	手数料
	個人情報開示請求依頼	無料

●キャッシュサービスご利用手数料

	ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
平日	当組合	無料	無料		無料	無料		108円	無料		108円	無料	
	※しんくみお得ねっと	108円			無料			108円			108円		
	※提携金融機関	108円		108円	108円		108円	108円		108円			108円
	※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円		108円	108円				
	キャッシング	無料			無料			108円					
土曜日	セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで											
		108円	108円										
	ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
		当組合	無料	無料		108円	無料		108円	無料			
※しんくみお得ねっと	無料			108円									
※提携金融機関	108円		108円	108円		108円							
※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円								
キャッシング	無料			108円									
日曜日	セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで											
		108円	108円										
	ご利用カード	午前9:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで					
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
		当組合	108円	無料		108円	無料						
※しんくみお得ねっと	108円												
※提携金融機関	108円		108円										
※ゆうちょ銀行	108円	108円											
キャッシング	108円												
セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで									
	108円	108円		108円	108円								

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。

※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。

※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。

※ □ の時間帯はお取扱いできません。

●その他手数料

種	類	手数料
その他	ATM延長時間帯利用手数料	1回につき 108円
	ATM銀行間利用手数料	1回につき 108円
	県内しんくみカード利用平日・通常時間手数料	無料
	マル専口座開設手数料(割賦販売通知書1通)	1口座につき 3,240円
	不渡手形返却料	
他	取立手形・小切手組戻料	1通につき 648円
	振込組戻料	
	取引明細照会手数料 (COM) ※	1枚につき 216円

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●融資関連手数料

種	類	手数料	
融資関連手数料	カードローン口座開設手数料 (第1回目のご利用返済時に自動引落し)	無料	
	住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定	32,400円
		全国保証(株)保証付	54,000円
	不動産担保 設定手数料 ※ ②	不動産担保新規・追加・譲渡設定	21,600円
		不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等	10,800円
	融資条件変 更手数料 ※ ③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等	5,400円
		住宅ローン繰上返済手数料 (全部繰上)	5,400円
	支払承諾保証書		保証額×0.9%

※① 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。

※② 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料となります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。

※③ 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

総 代 会

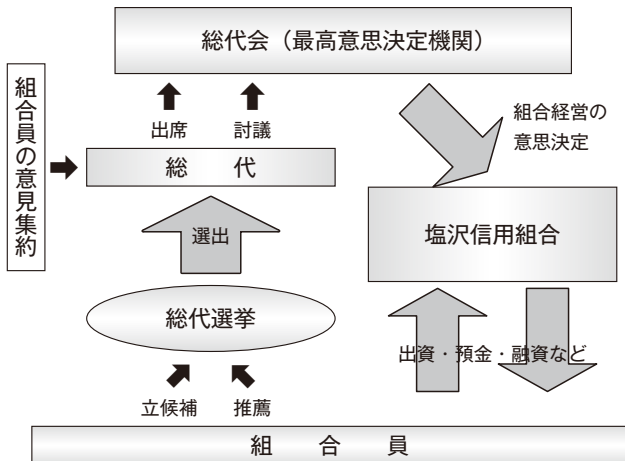
総代および総代会の機能等について

① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることが出来ます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。



② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

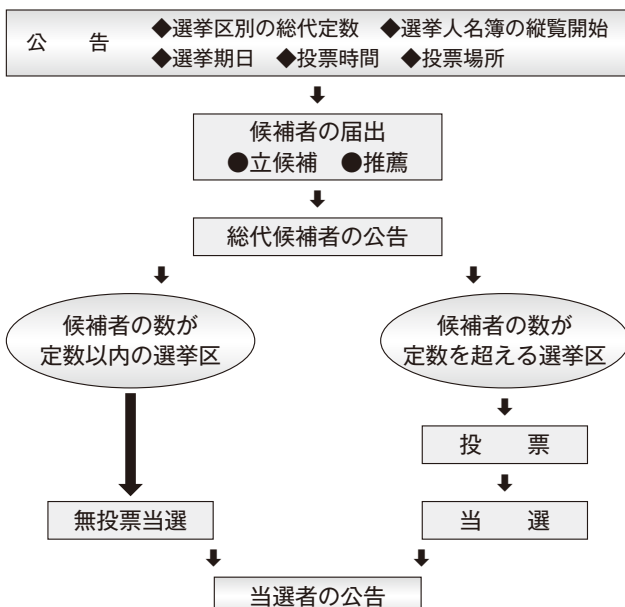
なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。

組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。

当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む）を当選者として投票は行っておりません。



ガバナンスの強化

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

・当組合の具体的な取組実績

1. 役員に関しての実績

- 1) 平成16年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 平成17年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 平成18年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 平成21年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 平成27年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している

2. 総代に関しての実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 平成18年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 平成18年11月、21年6月、23年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 平成21年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 平成27年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 通常総代会（82%）及び総代地区会議（78%）への出席率の向上

3. その他の実績

- 1) 平成16年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 平成23年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 平成27年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した

③ 第64期通常総代会の決議項

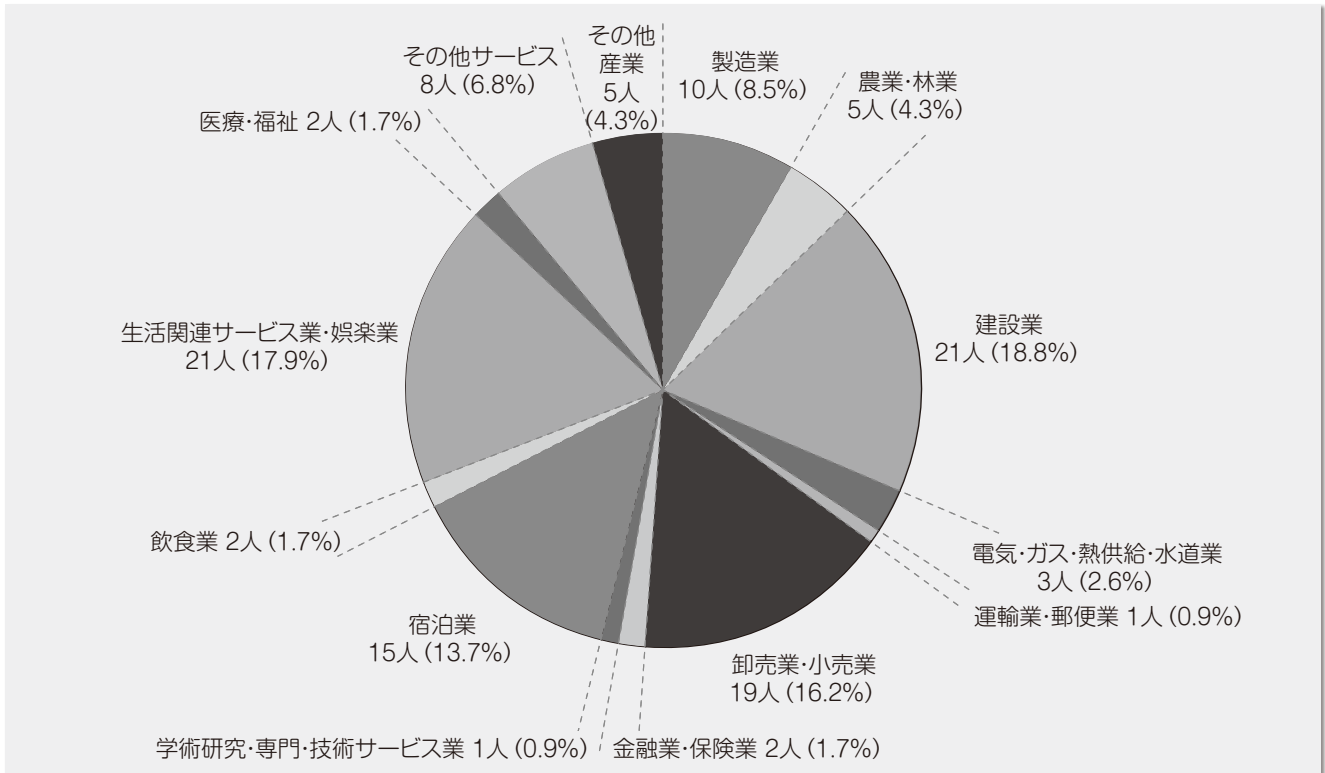
平成29年6月22日開催の「通常総代会」において、下記のとおり決定されましたのでご報告申し上げます。

- 第1号議案 平成28年度「第64期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。
- 第2号議案 平成29年度「第65期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。
- 第3号議案 理事任期満了に伴う改選の件は、原案どおり承認されました。
- 第4号議案 監事任期満了に伴う改選の件は、原案どおり承認されました。
- 第5号議案 組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。
- 第6号議案 平成29年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、原案どおり承認されました。
- 第7号議案 退任役員に対する退任慰労金支給の件は、原案どおり承認されました。
- 第8号議案 当組合「経営情報」開示の件として次の項目についてお聞きしました。

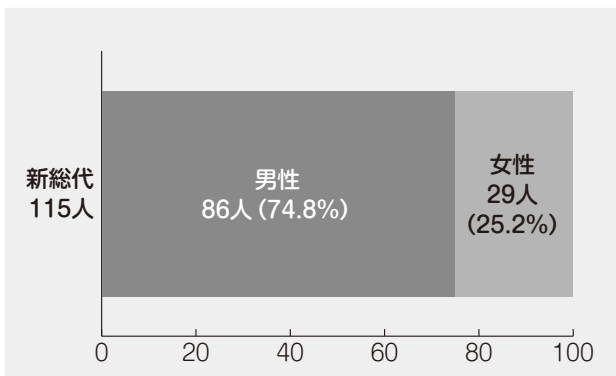
- ・中期経営計画「三か年計画」策定の件は、原案どおり承認されました。
- ・平成29年度「重点施策」に関する件は、原案どおり承認されました。
- ・「魚沼の未来基金」の報告と引き続きのは、原案どおり承認されました。

④ 総代の属性別構成比等に関する情報開示

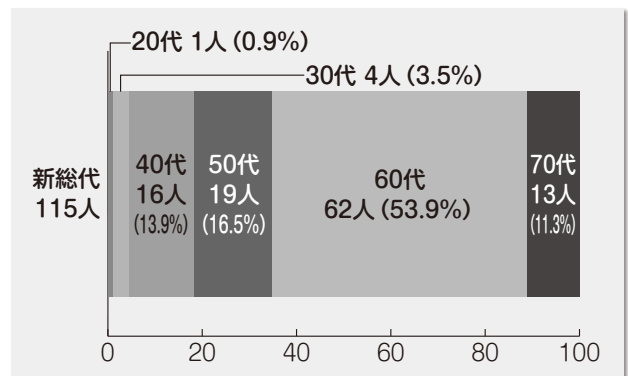
● 総代の職業業種別構成比



● 総代平均在任期間（男女別）



● 総代平均在任期間（年齢別）



大桃美代子氏講演



平成29年度 通常総代会

⑤ 総代氏名

本店
地区総代
(37名)



阿部 秀明
(当選7回)



阿部 浩光
(当選4回)



阿部 勝
(当選6回)



安達 辰也
(当選3回)



井口 岳夫
(当選2回)



飯酒 盃 敏
(当選4回)



石坂 幸子
(当選1回)



大津 潔
(当選3回)



大塚 常作
(当選5回)



貝瀬 一恵
(当選4回)



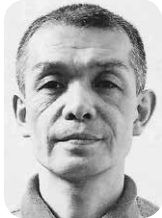
貝瀬 哲男
(当選4回)



片山 茂
(当選2回)



上村 迅
(当選1回)



上村 忠義
(当選3回)



川内 正
(当選3回)



桐生 厚義
(当選6回)



桑原 博
(当選3回)



桑原 保夫
(当選5回)



小林 克行
(当選1回)



清水 一夫
(当選4回)



菅井 英明
(当選3回)



鈴木 伸太
(当選1回)



鈴木 美穂
(当選3回)



高野 好雄
(当選4回)



高橋 ひろみ
(当選4回)



田村 正治
(当選5回)



田村 暁
(当選3回)



中嶋 京子
(当選3回)



中嶋 知一
(当選2回)



林 澄子
(当選4回)



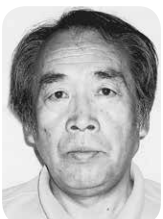
原田 清
(当選2回)



平賀 孝雄
(当選2回)



笛木 幸久
(当選3回)



見留 光夫
(当選6回)



山田 幸男
(当選6回)



渡辺 みさ子
(当選4回)



割田 賢一
(当選4回)

石打支店
地区総代
(20名)



阿部 市郎
(当選3回)



阿部保幸
(当選6回)



小野塚展子
(当選1回)



岸野悦雄
(当選5回)



木村盛
(当選6回)



小林勇
(当選4回)



佐藤富男
(当選3回)



志田剛
(当選1回)



高橋郁夫
(当選7回)



武淵和昭
(当選1回)



外谷光雄
(当選8回)



中澤明子
(当選3回)



中澤幸子
(当選3回)



中澤好夫
(当選3回)



南雲一成
(当選1回)



林秀夫
(当選6回)



林三奈
(当選1回)



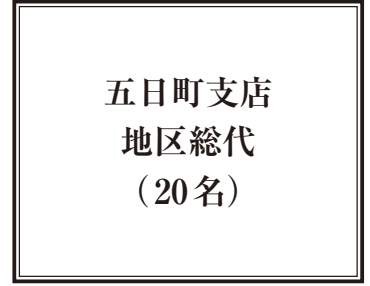
星野富夫
(当選5回)



山田みつ枝
(当選4回)



山本淳一
(当選2回)



井口伸夫
(当選3回)



井口洋一
(当選1回)



池田きみよ
(当選4回)



石田衛
(当選3回)



大平春子
(当選3回)



小川一夫
(当選2回)



奥村邦夫
(当選6回)



笠原貴美男
(当選2回)



上村清子
(当選4回)



櫻井厚子
(当選2回)



塩川裕紀
(当選1回)



高橋さつ子
(当選1回)



長屋昇
(当選3回)



西野敬太郎
(当選2回)



西野徳光
(当選2回)



羽賀謙祐
(当選3回)



羽吹忍
(当選3回)



星野まち子
(当選4回)



八木健二
(当選4回)



山田信之
(当選11回)

津南支店
地区総代
(21名)



石原友三郎
(当選3回)



内山信裕
(当選1回)



籠田淑子
(当選4回)



風巻良夫
(当選4回)



草津進
(当選6回)



粉川英明
(当選1回)



島田敬子
(当選4回)



高橋久子
(当選3回)



藺部昌代
(当選1回)



滝沢完治
(当選3回)



福原七口子
(当選4回)



福原政文
(当選6回)



藤ノ木忠夫
(当選2回)



村山壮
(当選3回)



宮澤清
(当選3回)



山田武雄
(当選5回)



山田泰
(当選2回)



山田芳男
(当選2回)



吉野徹
(当選5回)



涌井好一
(当選6回)



涌井フサイ
(当選4回)

小出郷支店
地区総代
(17名)



今井満
(当選1回)



内田幹夫
(当選7回)



遠藤憲子
(当選4回)



遠藤実
(当選8回)



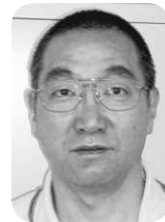
大平實
(当選2回)



大桃久子
(当選4回)



岡部誠
(当選6回)



風間健
(当選3回)



小島成之
(当選3回)



櫻井一枝
(当選2回)



佐藤たけ
(当選1回)



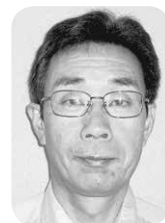
佐藤文音
(当選1回)



瀬下賢一
(当選6回)



星宗兵
(当選1回)



星伸哉
(当選5回)



横山弘文
(当選7回)



渡辺頼敏
(当選3回)

⑦ 総代名簿（地区別・五十音順）

（平成29年7月1日現在）

本店地区総代	高橋ひろみ④	志田剛①	笠原貴美男②	高橋久子③	岡部誠⑥
阿部秀明⑦	田村正治⑤	高橋郁夫⑦	上村清子④	齒部昌代①	風間健③
阿部浩光④	田村暁③	武淵和昭①	櫻井厚子②	滝沢完治③	小島成之③
阿部勝⑥	中嶋京子③	外谷光雄⑧	塩川裕紀①	福原ヒロ子④	櫻井一枝②
安達辰也③	中嶋知一②	中澤明子③	高橋さつ子①	福原政文⑥	佐藤たけ①
井口岳夫②	林澄子④	中澤幸子③	長屋昇③	藤ノ木忠夫②	佐藤文音①
飯酒盃敏④	原田清②	中澤好夫③	西野敬太郎②	村山壮③	瀬下賢一⑥
石坂幸子①	平賀孝雄②	南雲一成①	西野徳光②	宮澤清③	星宗兵①
大津潔③	笛木幸久③	林秀夫⑥	羽賀謙祐③	山田武雄⑤	星伸哉⑤
大塚常作⑤	見留光夫⑥	林三奈①	羽吹忍③	山田泰②	横山弘文⑦
貝瀬一恵④	山田幸男⑥	星野富夫⑤	星野まち子④	山田芳男②	渡辺頼敏③
貝瀬哲男④	渡辺みさ子④	山田みつ枝④	八木健二④	吉野徹⑤	地区総代定数 18名
片山茂②	割田賢一④	山本淳一②	山田信之⑪	涌井好一⑥	
上村迅①	地区総代定数 38名	地区総代定数 21名	地区総代定数 20名	地区総代定数 22名	地区総代定数 21名
上村忠義③					
川内正③	石打支店地区総代	五日町支店地区総代	津南支店地区総代	小出郷支店地区総代	総代定数 120名
桐生厚義⑥					
桑原博③	阿部保幸⑥	井口洋一①	内山信裕①	内田幹夫⑦	総代数 115名
桑原保夫⑤	小野塚展子①	池田きみよ④	籠田淑子④	遠藤憲子④	
小林克行①	岸野悦雄⑤	石田衛③	風巻良夫④	遠藤実⑧	総代数 115名
清水一夫④	木村盛⑥	大平春子③	草津進⑥	大平實②	
菅井英明③	小林勇④	小川一夫②	粉川英明①	大平実②	総代数 115名
鈴木伸太①	佐藤富男③	奥村邦夫⑥	島田敬子④	大桃久子④	
鈴木美穂③					総代数 115名
高野好雄④					

（注）氏名の後に就任回数を記載しております。

⑧ 総代選挙の予告

総代の機能と役割

信用組合を運営するための最高議決機関は総会ですが、組合員の数が法定数の200人を超える場合は、定款の定めにより、総会に代わる「総代会」を設けることが認められています。

当組合の組合員数は、1万人を超えるため、定款の定めにより、総会に代わる「総代会」制度を採用しています。

総代会は、組合員の代表である「総代」により構成されており、「総代」は、当組合の定款および総代選挙規約の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は、出資の額に関係なく、一人一票と決められております。

組合における最高意思決定機関として通常総代会は、毎年6月に開催するほか必要に応じて臨時総代会を開催します。

- ・定款の定め「総代」
 - * 「定数」100人以上120人以内（現職は、115名）
 - * 「任期」3年（現職の任期は、平成30年6月まで）
- ・次回「総代選挙」の予告

当組合の「総代選挙規約」に基づいて
第2条 総代は、組合員のうちから理事会の定める選挙

区ごとにその地区に属する組合員によって選挙する。

- 2 総代の選挙は、総代任期満了直前の決算期末日現在の組合員数を基準に、選挙区ごとの総代定数を算出し、選挙会開催日時、選挙事務所、選挙管理委員等について、理事会において定めるものとする。

- * 「選挙会予定日」平成30年6月8日(金)
- * 「総代定数」120名
- * 「選挙権」組合員の選挙権は1人につき1票とする
- * 「選挙の公告」平成30年5月18日(金)本支店の掲示場へ掲示
- * 「立候補の受付」平成30年5月18日(金)～5月28日(月)
- * 「候補者の制限」昭和20年6月11日以降に生まれた組合員の方
 - ※年齢73歳以上の方は候補者となれません
- * 「候補者の公表」平成30年5月29日(火) 本支店へ掲示
- * 「新総代の就任」平成30年6月11日(月)

⑨ 総代選挙規約

（総 則）

第1条 定款第29条の規定による総代の選挙については、この規約の定めるところによる。

（総代選挙）

第2条 総代は、組合員のうちから理事会の定める選挙区ごとに、その地区に属する組合員によって選挙する。

- 2 総代の選挙は、総代任期満了直前の決算期末日現在の組合員数を基準に、選挙区ごとの総代定数を算出し、選挙会開催日時、選挙事務所、選挙管理委員等について、理事会において定めるものとする。
- 3 選挙会は、総代任期満了の日に行う。ただし、やむを得ない事由ある場合は、総代任期満了の日の前30日以内に行うことができるものとする。

（選挙人名簿）

第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに作成した選挙人名簿（組

合員名簿）によって行うものとする。

- 2 選挙人名簿（組合員名簿）は、総代の任期満了直前の決算期末日現在の組合員をもって確定する。
- 3 選挙人名簿（組合員名簿）に記載されていない者は、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

（総代定数）

第4条 総代の定数は100人以上120人以内とする。
2 選挙区ごとに選出する総代の定数は、公平性を損なわないように、当該選挙区の組合員数を基準に理事会において定める。

（選挙管理）

第5条 理事長は、選挙管理委員長となり、総代選挙を管理する。
2 理事会において定める選挙区ごとの選挙管理委員は、組合員のうちから選挙区ごとに2名を委嘱する。

(選挙権)

第6条 組合員の総代選挙権は、1人につき1票とする。

(選挙の公告)

第7条 選挙管理委員長は、理事会において決定した選挙開催日時、選挙事務所、選挙管理委員の氏名と選挙区ごとの選出総代定数を組合員に対して公告するものとする。

2 総代選挙についての公告は、当組合の本店の掲示場に掲示して行うものとする。

3 選挙開催日時および総代定数等の公告は、選挙開催日の20日前までに行うものとする。

(選挙の手續)

第8条 選挙管理委員長は、公告の日から当組合本店において選挙人名簿（組合員名簿）を備置き、組合員からの縦覧に供するものとする。

2 選挙人名簿（組合員名簿）の縦覧に際しては、個人情報保護上の措置として、総代選挙の目的以外には使用しないものとする。

(総代候補者)

第9条 総代候補者は、選挙に立候補した組合員とする。但し、年齢73歳以上の者は、この総代候補者となることができないものとする。

総代の定年年齢を75歳と定め、75歳に到達した任期の満了をもって終任とする。

2 立候補の届出は、掲示による公告の日から選挙開催日の10日前までに、当組合所定の届出用紙により選挙管理委員長へ届出するものとする。

3 選挙管理委員長は、総代候補者の氏名を、届出締切り後ただちに、当組合本店の掲示場へ掲示し公表するものとする。

(無投票当選)

第10条 総代立候補者の数が、その選挙区の選出総代定数を超えない場合は、その選挙区において選挙は行わないものとする。

2 選挙管理委員長は、選挙を行わなくなった場合は、ただちにその旨を当組合本店の掲示場に掲示して公告する。

3 総代定数を立候補者が超えない場合は、その立候補者をもって当選人とする。

(投票の方法)

第11条 総代選挙は、選挙管理委員長が定める所定の投票用紙を用いて投票するものとする。

2 投票用紙は無記名連記式とする。

3 投票は公告した期日、時間内に所定の選挙事務所において、選挙管理委員立会いのもとに行うものとする。

4 選挙管理委員は、投票用紙を交付する際に選挙人名簿（組合員名簿）にて本人確認を行い、投票用紙の交付欄に確認印を捺印することとする。

5 投票用紙の交付を受けた者は、その選挙区において選出される総代の数に達するまで、投票しようとする候補者の氏名を自署して投票箱に投入するものとする。

(書面投票)

第12条 組合員が都合により選挙日当日に選挙を行うことができない場合は、事前に書面により選挙を行う事ができるものとする。

2 書面により選挙を行うものは、選挙期日の公告の日から選挙開催日の前日までに、選挙管理委員へその旨を申出するものとする。

3 選挙管理委員は、書面による選挙の申出が正当なものとしたときは、投票用紙と投票用封筒を申出者へ交付するものとする。

4 交付を受けたものは、投票用紙に必要事項を記入し、投票用封筒に封印し選挙管理委員へ提出し投票を完了する。

(投票の効力)

第13条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理委員が可否を決定する。

(開票)

第14条 選挙管理委員は、投票時刻終了後直ちに開票を宣言し、投票箱を開いて、それぞれが投票を点検するものとする。

(無効)

第15条 次に掲げるものは無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名のほか他事を記載したもの、但し職業、商号、身分、住所、敬称を記載した者を除く

(3) 選挙すべき総代の数を超えて候補者の氏名を記載したもの

(当選者)

第16条 選挙管理委員は、選挙区において有効得票数の多い者から、順次その選挙区の総代の定数までの者を当選者とする。

2 得票数が同数であるときは、籤で当選者を決める。

(選挙録の作成)

第17条 選挙管理委員は、遅滞なく選挙の経過と結果を記載した選挙録を作成し、署名捺印の上、選挙管理委員長宛に提出するものとする。

2 前項の選挙録は、総代の任期々間中は保存しなければならないものとする。

(当選者の公表)

第18条 当選者が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに当選者にその旨を通知し、同時にその氏名を公表する。

2 前項の通知を發した日から5日以内に、文書をもって当選を辞退する旨の届出がない場合は、当選者はその当選を承諾したものとす。

(補充選挙)

第19条 総代候補者の届出数が、その選挙区において選挙すべき総代の数に達しない場合はその届出者をその選挙区の当選人と定め、不足する数について補充選挙を行うものとする。

2 当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足する場合も、その不足する数について補充選挙を行うものとする。

3 補充選挙については、全各条項の規定を準用する。

(補欠選挙)

第20条 総代の総数が100人を欠くに至った場合は、補欠選挙を行うものとする。

2 補欠選挙は、選挙された総代の数に欠員を生じた選挙区において行うものとする。

3 補欠選挙については、全各条項の規定を準用する。

附 則

1 この規程の第1条・第2項については、平成1年12月13日より適用するものとする。

2 平成9年11月26日この規程条文中の組合長を理事長に改正し、平成10年7月1日から適用する。

3 平成15年3月26日改正事項は、同日より適用する。

4 平成17年6月6日開催の理事会において改正した事項は、平成17年6月23日開催の通常総代会において承認され、同日より適用する。

5 平成20年6月3日開催の理事会において改正した事項は、平成20年6月20日開催の通常総代会において承認され、同日より適用する。

6 平成27年3月19日開催の理事会において改正した事項は、平成27年6月27日開催の通常総代会において承認され、同日より適用する。

職員出身者以外の理事の登用状況

理事長	小野澤 一成	理事	林 茂一(※)	員外監事	関 久良
常務理事	須藤 昇二	理事	高橋 守(※)	顧問	中嶋 成夫
常勤理事	高橋 清隆	理事	中澤 一博(※)		(平成29年7月1日現在)
理事	星 充男(※)	常勤監事	貝瀬 英昭		
理事	桑原 信一(※)	監事	藤ノ木 靖子		

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



非常勤監事(員外)	非常勤理事	非常勤理事	非常勤理事	非常勤理事	非常勤理事
関 久良	中澤 一博	高橋 守	林 茂一	桑原 信一	星 充男
	非常勤監事	常務理事	理事長	常勤理事	常勤監事
	藤ノ木靖子	須藤 昇二	小野澤一成	高橋 清隆	貝瀬 英昭

役員等の報酬体系

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	31百万円	32百万円
監事	7百万円	8百万円
合計	38百万円	40百万円

(注)

- 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
- 支払人数は、理事11名、監事4名です。(期中に退任した者を含む)

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)

- 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
- 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えています。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動に伴うリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなってきていますので、適切な管理と対応が重要となっております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部

において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
- (2) システムリスク：コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
- (3) その他オペレーショナル・リスク
 - ① 法務リスク：顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ② 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ③ 有形資産リスク：災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っています。

法令等遵守体制（コンプライアンス）

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。

そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「しおしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「しおしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健

全な業務運営の遂行に努めております。

- ③ 「しおしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「しおしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「しおしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「しおしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：塩沢信用組合本部】フリーダイヤル 0120-600-283
受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>
 また、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
 (電話：03-3286-2648)
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 (電話：0570-022808)

紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)
 第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)
 第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)
 で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記塩沢信用組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立につ

いて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

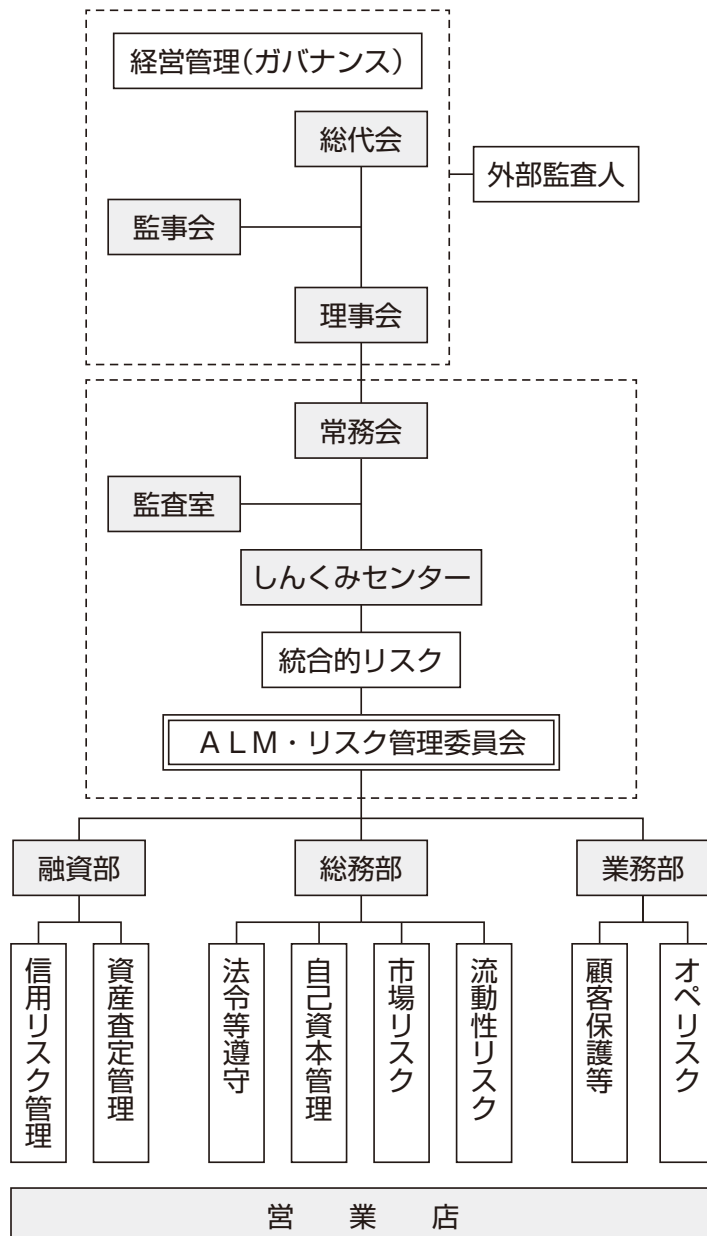
受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
 (全国信用組合会館内)

事業の組織

(平成29年4月1日現在)



店名	住所・電話番号
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221-4 025-782-1201
本 店	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198 025-782-1151
石 打 支 店	〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124-1 025-783-2962
五 日 町 支 店	〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町387-1 025-776-2691
津 南 支 店	〒949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡543-3 025-765-3125
小 出 郷 支 店	〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田547-15 025-792-7766

- 「家庭円満51」委員会
- 「ベストパートナー」委員会
- 「経営塾」委員会
- 「次代の会」委員会
- 「年金」委員会
- 業務推進委員会 (選抜営業チーム)
- 中小支援委員会 (中堅営業チーム)
- サポート委員会 (特殊営業チーム)
- アシスト委員会 (一般営業チーム)
- 事務改善委員会 (検印担当チーム)
- 審査管理委員会 (融資担当チーム)
- 経費管理委員会 (経費担当チーム)
- ハラス委員会 (労働者代表チーム)
- 中計・ES委員会
- CS委員会・女性活躍チーム

当組合「経営情報」の開示

中期経営計画書「第11次」

【期 間】2017年4月1日～2020年3月31日

「平成29年度～平成31年度」「三ヵ年計画」

「29年度」「30年度」「31年度」

I. 「基本編」

■「塩沢信用組合経営理念」の理解

- 一、組合員の経済活動を支援し、その経済的地位向上に資する
- 一、中小事業者の金融の円滑化に寄与する
- 一、個人の金融資産の円滑化に寄与する
- 一、地域社会の発展に貢献する

この経営理念は、当組合の存在意義や理想とする状態を明文化したものであり、役員全員的意思決定や行動のよりどころとして創業以来不変のものである。

中期経営計画は、その「経営理念」を実現するために、3年間で達成すべき「目標」を定め、そのビジョン達成に向けた道筋を「経営戦略」として立て、その具体的な方法手段となるものを「具体的施策」としてある。

当組合の経営理念は、役員全員の共通認識とするのみならず、信用組合の所有者イコール組合員であることから、組合員による参画意識を醸成するよう努めていくこととする。

■中期経営計画三ヵ年の『基本方針』

日本経済の現状は、マイナス金利と金融緩和策の継続効果が限定的なものにとどまり、民間設備投資や個人消費も大きな回復は見られず、自立的な経済成長への一進一退が続くなど全般的に抑制された状態に終始しております。

「モノ余りのコト不足」の構造デフレから脱却が遅れ、経済の力強さを実感できずにいる中で、今後三年の間には「世帯数のピーク」「消費税の再増税」「オリンピック前の設備ピーク」という三つの山を迎え、景気拡大、技術革新、価値観の変化など、事業を取り巻く競争環境は、確実に激しく変化してまいります。

それは「ポスト2020」に向けた「新たなビジネスモデルの競争時代」に突入したことを意味しています。

明らかに自らが変わる必要があります。従来のモノサシから新たな基準となるビジネスモデルを見出すほどの変化が求められております。

当組合は、第11次「中期経営計画」をスタートさせるに当たり、当組合の原点を見つめ直し、当組合の存在意義と価値は、やはり、地元と共にあり、地元で頑張る企業や地元で暮らす人たちのためにあることを再認識しました。

私たちは、新潟県魚沼地方に限定された金融機関であり、地元の盛衰はそのまま自分たちに直結し、まさに「運命共同体」であることから、魚沼の「地方創生」のために立ち上がることを決意しました。

平成29年度を「地方創生」へ「挑戦する年」と位置付けます。

「地方創生」を実現するために、当組合が「核」となり、民間の活力が連鎖し、好循環化する地域にしていくことを基本方針とします。

当組合は、「狭域高密度経営」を基本姿勢に掲げ、地元「愛される信用組合」として、お客様の声に真摯に応え、地域の問題に真剣に取り組めます。

「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」が認められ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「協同組合」の真の価値をステークホルダーとの一体感を醸成し、協同組織金融機関として、実践してまいります。

「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、自身の金融仲介機能を客観的に評価し顧客との対話を深め、事業性評価に基づく融資や営業支援を通じて、地域の活性化や地方創生に貢献してまいります。

「塩信職員の定義十か条」を制定し、職員は、豊かな人格と識見を備え、地域内で自らが範を示す存在をめざし、企業からも個人からも頼りにされる仕事を実現していくことを基本方針といたします。

■『しおしん職員の定義 十か条』

1) 制定の目的

豊かな人格と、識見を備えた、地域内のステータスシンボルとしての「信組人」をめざし、「しおしん」職員の心構えとして「しおしん職員の定義十か条」を定める。

2) 「しおしん職員の定義 十か条」

一、しおしん職員は、心身共に健康第一で「明るく元気」を発信します。(心身が正常に働き、健康である事。考え方や行動が偏らず調和がとれている事)

二、しおしん職員は、家族を愛し人を大切にします。(仕事ができる喜びを、一番身近で支えてくれる家族に感謝します)

三、しおしん職員は、自らの仕事に誇りと責任を持ちます。(更なる高みを目指して、仕事に取組む)

四、しおしん職員は、他人を思いやるやさしさを身に付けます。(組織内の団結・連携を重んじ協力態勢を構築する)

五、しおしん職員は、人の役に立つ仕事をします。(「情けは人の為ならず」の精神)

六、しおしん職員は、失敗を恐れず自ら苦難に挑戦します。(道を切り開く強靱な精神を養う)

七、しおしん職員は、何事にも興味と探究心を持ちます。(向上心を持ち、充実した人生を送る)

八、しおしん職員は、魚沼地域の発展に貢献します。(地元で働ける喜びを、感謝に変えて尽力する)

九、しおしん職員は、地域のリーダーとして活躍します。(地域の皆様から注目されていることを自覚する)

十、しおしん職員は、コンプライアンスを遵守します。(注目を集める職員として、しっかりとした自覚を持つ)

II. 「実施編」

■中期経営「三ヵ年」の課題

1) 地方創生の実現

「地方創生」実現のために、地域の金融機関には、自ら知恵を絞り、豊かな発想力と実行力で、この魚沼地域の側から、「需要を創出する」ことが求められている。

地域に根差す金融機関こそが地域の中で「核」となり、民間の活力が連鎖する「仕組み」を作り出す。その上で行政にも協力を得て、地域全体を動かす「需要の創出」を仕掛け、若者の定住増加、雇用の創出へ連鎖させていくことが課題である。

2) 企業環境適応の支援

企業の寿命は30年。環境の変化に対し、自らの事業を環境に適応させきれず、その事業性を低下させてしまっているのが地方経済の実態である。

人口減少に直面している地方の金融機関には、新規創業よりも、既存の事業先に対する事業転換、第二創業、協業化による企業の持続への支援が求められている。

地域の金融機関には、その事業性評価による本業支援として、事業転換、第二創業、協業化を実現し、新しい事業の創出の実例をあげる事が求められている。

3) 日本型金融排除「個人版」の実態

地方経済は依然として低迷が続き、賃金は上がりず家計の収支は悪化し続けている一方で、消費購買の分野では利便性の追求が進み、安易なスマホの割賦販売契約や、コンビニ支払など支払方法の多様化の影響で、安易な利用を続ける消費者が知らないうちに信用情報に傷をつけてしまい、金融サービスにアクセスできないという、新たな社会

問題、個人版金融排除の実態が顕在化しつつある。

また、総量規制の枠外である銀行カードローンの大型化と過当競争が進む中で、新たな多重債務が発生しており、地域密着の金融機関には、個人信用情報機関に頼らない、独自の審査基準をもち、ローカル情報を駆使して「お困り家計」を救い上げ、家計診断によって実態を分析、さらに予見力をもって将来予測を付加し、家計再生へ導くことが求められている。

4) 組織づくりの課題

地域に密着し、独自の付加価値を提供する金融機関には、職員一人一人の対面営業力強化、表現力を追及することが課題であり、事業の理解、業務の方法手段の理解を深める実践ロープレ、現場OJTに団体戦で取組むことで組織の価値、評価を得ていくことが求められている。

職員個々の自己実現を究極の職員満足度と位置づけ、職員満足度の向上により、顧客満足度を向上させる。営業力強化のマネジメントと同時に、ロビーコンサルジュを配備し、対面営業力の団体戦での強化を追及する。

5) 経営の健全性の課題

5年後、10年後の地域の動向を想定し、環境変化に対応できる強固な経営基盤を構築することで、組合経営の健全性を高め、地域からの評価を高め、存在し続けることが課題である。

役員一人一人が、「コンプライアンス」意識の充実を図り、組合員の代表である総代の機能を充実させ、ガバナンスの強化を図ることが課題である。

■課題に対する基本戦略

1) 「地方創生」に関する戦略

① 「外需」と「内需」の両立により、「産業振興」と「若者の定住促進」を実現する。

国、自治体の手が行き届かない部分を、民間の活力を連鎖させる「核」となるため、小力であっても自力を促し、他力依存から脱却、地域限定の価値を他の事業者との協力・連携により発揮することとする。

② 小規模事業者への積極的な支援に取組み、資金繰りの改善、経費のコントロール、売上げの安定化を支援する。事業再生の具体策として、第二創業や協業化による新し

い事業の実例を生み出す施策を展開することとする。

③ 事業者の成長や活性化に組織的かつ継続的に取組み、取引先の事業の実態を深く理解し、その経営課題の解決に助言・提案のできる人材を育成することで、担保保証に過度に依存しない当組合の審査基準を進化発展させ、企業の課題やニーズに適切に対応する。

2) 「差別化」に関する戦略

① 顧客満足度の向上を追及し、表面的な利便性の満足だけではなく、顧客をとりまく環境に顧客自身が差別化できる施策を提案、助言し「価格破壊」へ対抗し、マーケットのすき間を創造し参入を促し、大手に真似のできない対面営業の付加価値を最大限発揮することによる、「非対面」との差別化を支える。「日本型金融排除（個人版）」に対して「事後管理システム」等、これまでに構築してきた独自の取組を更に進化させ、取組む。

② 日本型金融排除（個人版）の実態を性格に把握し、塩沢信組独自の「ローカル情報」を駆使した審査基準や、「事後管理システム」の取組を進化、標準化させ、システムとして組織で取組むことで、「非効率の中の効率化」を実現する。

③ 営業ノルマは撤廃し、金融機関都合は全廃する。団体戦を徹底、顧客都合を優先し、顧客との共通価値を創造、顧客満足度の追及を営業目標に掲げ、顧客目線での業績（人事）評価を行うこととする。

3) 「健全経営」に関する戦略

① 「重要業績評価指標（KPI）」を導入し、取引先の経営改善や成長力の強化、抜本的な事業再生や早期転廃業等の円滑な新陳代謝を促進し、担保・保証に過度に依存しない融資体制を定着させる。

② 本業である貸出金利息の収益構造を分析し、独自の6階層貸出により将来の安定収益を確保すると共に、経営基盤拡充の柱として優良顧客組合員との関係性を強化しリピート化を推進する。

③ 健全経営への投資として、職員が健康で安心して勤務できる職場作りを推進し、職員満足度の向上と職員の健康維持に組織として積極的に取組む。

平成29年度 経営の基本方針・事業計画

I. はじめに

塩沢信用組合 理事長 小野澤一成

当組合では、第11次「中期経営計画」をスタートさせるに当たり、自らの原点を見つめ直し、当組合の存在意義と価値は、地元と共にあり、地元と共に暮らす企業や人たちのためにあること。私たちは、新潟県魚沼地方に限定された金融機関であり、地域の盛衰はそのまま自分たちに直結し、まさに運命共同体であることから、魚沼の「地方創生」のために立ち上がることを決意し、平成29年度を「地方創生」へ「挑戦する年」と位置付けました。

地方創生は、国の重要な政策課題であり、地域産業の競争力の強化や地域資源の活用、地域の魅力を発信して、地域の生産性を向上させ、雇用の増加と雇用環境の整備により、地域の担い手を作り出し、若者の定住を促進して、地域の活性化を図るなど様々な施策が打ち出されており、地域と共に生きる塩沢信用組合は、自らの課題として、これらに取組む必要があると考えております。

地方版総合戦略、「まち、ひと、しごと」創生事業は、仕事人が人を呼び、町を作ると考えており、まず、やらなければならないことは、地元企業の付加価値を創出し、生産性を継続的に向上させることです。

そのために、地域産業の中心であり、地元で頑張っている小規模事業者の後継者難など課題山積の状態をどうにかしなくて

はなりません。

企業の元気を取り戻すことをテーマに、課題解決へ一緒になって取組む金融機関の存在が求められています。

塩沢信用組合は、その存在となることをここに宣言いたします。

II. 平成29年度「経営の基本方針」

■ II. 平成29年度「経営の基本方針」その1

需要が無いところから需要を創出させ、無から有を生みだし、地元へ新たな仕事を作りだす。毎年12億5千万円、10年で125億円の仕事を地域内循環の事業とすることで、地元には、1.5倍から2倍の経済効果が期待できる。

この事業は、まず提携する建築業者を「優良」事業者として育成し、全国どこでも通用するようにし、大手による外からの侵攻を防ぎ、小規模工事関係者を守り地域内事業者が連合し、地域内での優位性を高め、内需の代表である建設業から地元の産業を振興させていくことに取組むこととする。

若い夫婦が、毎年50組、100人の定住を促進し、10年で1,000人の若者の定住を地元で実現する。地元が元気になるには、若い人の力が必要であり、地元の産業振興と若者の定住促進という、両方を、20代限定住宅ローンで実現する。

あくまで、地方創生を実現することが目的であり、そのため的手段として、この住宅ローンに取組むものとする。

■ II. 平成29年度「経営の基本方針」その2

若者定住のためには、雇用環境の整備が不可欠であり、100社、100人の雇用を創出するために、独自の企業説明会を開催し、求人手続から採用までをお手伝いし、採用後には、確実に従業員が定着するための「人材教育」や「職場改善」に必要なセミナーなどを開催して、企業の雇用増加と定着をお手伝いする。

トップセミナーを開催し、社長自らのお悩みや課題の解消をお手伝いする。

地方創生のために、地元へ10年で1,000人の雇用を生み出すことを目的として100社と提携し「ベストパートナー」事業に取り組むものとする。

■ II. 平成29年度「経営の基本方針」その3

当組合の基本姿勢は、「狭域高密度経営」であり、「地域で生きる」をテーマに「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、自身の金融仲介機能を客観的に評価し、顧客との対話を深め、事業性評価に基づく融資や営業支援を通じて、地元で頑張っている企業の永続発展のために、抱える課題を整理し、寄り添いながら一緒に解決し、企業の元気を取り戻すことをお手伝いする。

当組合の「事業性評価に基づく融資」は、縁あってお付き合いのはじまった取引先とは、とことん付き合う方針であること。たえず二人三脚で取引先と歩むこと。状況変化にいち早く気付くこと。良きアドバイザーとして信頼されること。お客様の利益を優先して考えることである。

銀行の大型カードローンなどにより、新たな「おまとめ先」が生まれている。

個人家計が抱える金銭的悩み「隠れローン」を無料家計診断により炙り出し、収支を改善させて、家計を再生へと導くことをお手伝いする。

III. 平成29年度「事業計画」(基本的事項)

■ 「当組合の経営目標」

平成21年度から8年連続で黒字決算となり、内部留保を充実させ、不良債権も計画通り、処理することができました。

今後の経営目標は、当組合の将来を担う人材を育てることです。人を育てるには、5年10年の歳月がかかります。2020年を大きな節目と捉えてそれまでに、20名の職員を採用し、現在の50名体制から、70名へと組織体制を拡充することとします。

■ 「経営目標達成のための課題」

人員の拡充を達成するためには、人件費をはじめ経費負担の増加を見込み、それを吸収してなお、出資配当金を含む順当な「利益剰余金」を生み出さなければならず、今の利益水準から、約5千万円の増収を目指すことが求められます。

当然に、増収と合わせて、経費の無駄も削減しなければなりません。

平成21年度から、貸出を中心に営業を展開し、平成27年度は、独自の推進策が効を奏し、貸出金の残高が大きく伸長し、利益も計画的に達成することができました。しかし、平成28年度は、ほぼ残高伸長はゼロ、利益も不良債権処理に押されて半減しました。他行借入の肩代わりという、従前からの資金をただ低金利で取り込んだために、維持してきた「貸出金利回」は低下し、貸出利息収入のマイナス要因が発生しました。

このままでは、利回りの低下と残高の減少という負のスパイラルに陥ります。他の金融機関が手をこまねいている、家計の救済支援と再生の分野は、当組合ならではの強みがあり、その分野をさらに充実させることと、今までに無い、独自の取組による、新たな資金ニーズを創り出し、貸出金利収入を増加させます。さらに既存貸出の不良債権化を防止します。

■ 「当組合の強みの発揮」

当組合の強みは、「独自性」「団体戦」などの「差別化戦略」に代表されるが、組織的に向上心があり、職員のモチベーションが高いところです。

現状のままでは、規模縮小、コスト削減しか見えてきませ

ん。今ここで路線変更しなければならないことは明らかです。

地元で仕事を生み出すこと、独自の資金需要の創出、事業者の生産性を高めることにより、不良債権化防止と組合利益の創出を図ります。

① 当組合の基本姿勢「狭域高密度経営」(運命共同体)

● 塩沢信組の特長「愛される金融機関」

- お客様の声に真摯に応える ⇒ お客様からの口コミで評判が広がる
 - 地域の課題へ真剣に取り組む ⇒ 期待と信頼が増加(存在感)
 - 既得権益(岩盤勢力) ⇒ 既成概念(金融機関都合) ⇒ 打破
 - 協同組織(ステークホルダー) ⇒ 顧客との一体感 ⇒ 「三方よし」
- #### ● 塩沢信組の成長要因「選択と集中」「反省と教訓」
- 「マンゴーやポーク」⇒ 「プロジェクト化」してまで支援するわけ
 - 一事例に特化 ⇒ 深入りして得たノウハウ ⇒ 他の事業者へ波及
 - 小さな企業戦略 ⇒ 「選択と集中」⇒ 部門の連携(一人三役)
 - 外部情報の活用 ⇒ 失敗事例を教訓化 ⇒ 前段取り八分の徹底

② 当組合の「地方創生」への取組

● 「外需」と「内需」の両建て

- 「農業によるもの」⇒ 地域の特性と魅力のブランド化
- 「観光によるもの」⇒ コト消費(サービス)への転換
- 「建築によるもの」⇒ ローカルサービスの生産性向上

● 「産業振興」と「若者の定住促進」を優先

- 地域限定で地産地消の相乗効果をもたらす産業振興
- 雇用増加と雇用環境整備による労働力の確保を図る
- 人材教育と生産性向上により収入の安定化を目指す

③ 当組合の「差別化戦略」

● 顧客満足度の向上と更なる追求

- 「適正価格」を付加価値で堅持、安売りやおまけに流されない
- 「すき間」の創造と参入、需要の創出と良質なサービスの提供
- 「対面取引」の優位性により「非対面」に無い関係性を構築する

● 「日本型金融排除」(個人版)への取組

- 塩沢信組は、真の「ローカル情報」による審査を更に深化させる
- 塩沢信組は、真の「事後管理システム」で相互間の信頼を強化する
- 塩沢信組は、非効率の効率化、早くて正確できれいな仕事を基本とする



上：東京・第一勧業信用組合へ取引先紹介

下：東京シティ信金へ取引先酒造会社売り込み

定 款

◆第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、塩沢信用組合と称する。

(事 業)

第3条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する資金の貸付け
- (2) 組合員のためにする手形の割引
- (3) 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) 為替取引
- (6) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- (7) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (8) 上記(5)~(7)号の事業に附帯する事業及びその他信用組合が行うことができる事業に附帯する事業
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について証券取引法により信用組合が行うことのできる事業(上記(8)により行う事業を除く。)
- (10) 保険業法その他の法律により信用組合が行うことのできる事業
- (11) その他前各号の事業に附帯又は関連する事業

(地 区)

第4条 この組合の地区は、新潟県のうち、十日町市(但し、旧十日町市、旧中里村、旧川西町に限る)南魚沼市魚沼市南魚沼郡中魚沼郡長岡市(但し、川口町に限る)とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は主たる事務所を新潟県南魚沼市に置き、徒たる事務所を次の各地に置く。

- 石 打 支 店 南魚沼市
五 日 町 支 店 南魚沼市
津 南 支 店 中魚沼郡津南町
小 出 郷 支 店 魚沼市

(組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることのできる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者については、その常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人、小売業を主たる事業とする事業者については、50人)を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5,000万円)を超える事業者を除く。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する者
- (2) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3) この組合の地区内において勤労に従事する者
- (4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員

2 前項ただし書に規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることのできる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表1各項の1つ

に該当する者は、この組合の組合員となることのできない。(公告方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

◆第2章 組 合 員

(普通出資)

第8条 普通出資1口の金額は金1,000円とし、全額払込みとする。

(議決権の代理行使)

第9条 組合員は、第26条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は5人以上の組合員を代理することができない。

(加 入)

第10条 組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 引き受けようとする普通出資口数
- (2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、
 - イ 氏名又は名称
 - ロ 住所又は居所
 - ハ 個人の場合には生年月日
 - ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項
- (3) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者は、
 - イ 氏名、名称又は商号
 - ロ 事業所の所在地
 - ハ 事業の種類
 - ニ 常時使用する従業員の数
 - ホ 法人にあっては、その資本金の額又は出資の総額
- (4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、
 - イ 氏名
 - ロ 住所又は居所
 - ハ 生年月日
 - ニ 勤務所の名称及び所在地
- (5) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員は、
 - イ 氏名
 - ロ 住所又は居所
 - ハ 生年月日
 - ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地

- (6) 暴力団員等(別表1第1項に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと、及び別表1第2項各号の1つに該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約
- (7) 自ら又は第三者を利用して別表2第3項各号の1つに該当する行為を行わないことの確約

2 組合員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。

3 加入の申込みをした者は、その加入につきこの組合の承諾を得、引受普通出資口数に応ずる金額の払込みを了したときに組合員となる。

4 この組合は、組合員に加入しようとする者から加入金を徴収しない。

(持分の譲受けによる加入)

第11条 組合員でない者が、組合員から持分を譲り受ける

ことにより組合員になろうとするときは、前条第1項及び第2項に準じ、加入の申込みをしなければならない。

- 2 前項の規定により加入の申込みをした者は、この組合の承諾を得、かつ、持分を譲り受けた旨の届出をこの組合にしたときに組合員となる。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、この組合に対し、その組合員死亡の日から3か月以内に第10条第1項に定める手続に準じて加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合においては、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

- 2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、前項の加入申出をする者は、加入申出書に他の相続人の同意書を添付しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第13条 第10条第1項及び第2項に掲げる事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、この組合に届け出なければならない。第11条及び前条により加入した組合員の場合も同様とする。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめこの組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいてこの組合を脱退することができる。

- 2 前項の通知は、当該事業年度末から6か月前までに、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(法定脱退)

第15条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 中小企業等協同組合法第107条から第109条までの規定による公正取引委員会の審決
- (5) 持分の全部の喪失

(除名)

第16条 組合員が別表2各項の1つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第17条 組合員は、第14条又は第15条第1号から第4号までの規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。

- 2 前項の規定による払戻しの額は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める。ただし、組合員の普通出資額を超えることはできない。

(普通出資口数の減少)

第18条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、この組合の承諾を得てその普通出資口数を減少することができる。

- 2 前項の場合については、第14条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第14条第2項中「6か月」とあるのは「3か月」と読み替えるものとする。

(経費の賦課)

第19条 この組合は、組合員に経費を賦課しない。

(使用料及び手数料)

第20条 この組合は、業務方法書及び別に定めるものについて使用料又は手数料を徴することができる。

◆第3章 役員

(役員の数及び選挙)

第21条 この組合の役員は、理事6人以上10人以内及び監事2人以上3人以内とする。

- 2 役員は、総会において選挙する。
- 3 役員選挙は、無記名投票によって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員選挙は、総会の出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名者をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 6 一の選挙をもって2名以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名者を区分して前項の規定を適用してはならない。

(代表理事)

第22条 この組合に理事長1人を置き、専務理事1人、常務理事1人を置くことができる。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選定し、各自この組合を代表する。
- 3 理事長は、この組合の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、専務理事又は常務理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第23条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故があるときは、他の理事が理事会を招集することができる。
- 3 理事(理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。)及び監事は、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった場合において、5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会の招集は、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。
- 6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 7 理事は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 8 この組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 9 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、理事会の決議(理事(当該責任を負う役員を除く)の過半数の同意)によって、同法第38条の2第1項の役員(役員であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 10 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、員外理事又は員外監事との間に、同法第38条の2第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 11 理事会の招集及び運営に関するその他の事項については、理事会で定める規定による。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、就任後2年以内、監事の任期は、就任後3年以内のそれぞれの最終の決算期に関する通常総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠役員（定数の増加に伴う場合の補欠を含む。）の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選任された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第21条第1項に定められた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

◆第4章 総会及び総代会

(総会の招集)

- 第25条 この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 2 臨時総会は、必要があるときは、何時でも招集することができる。

(総会招集の手続)

- 第26条 理事（法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員）が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発してしなければならない。

(総会の議事)

- 第27条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りではない。
- 2 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。

なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。

(総代会)

- 第28条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。
- 2 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
- 3 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。
- 4 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることはできない。

(総代)

- 第29条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
- 2 総代の定数は、100人以上、120人以内において総代選挙規約で定める。
- 3 総代の任期は、3年とする。
- 4 第24条第2項の規定は総代について準用する。

◆第5章 優先出資

(優先出資の発行)

- 第30条 この組合は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下、「優先出資法」という。）の定めるところにより、優先出資を発行することができる。
- 2 この組合は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。）について、優先出

資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(優先出資の額面金額)

- 第31条 優先出資の額面金額は、第8条の普通出資1口の金額と同一とする。

(優先出資の総口数の最高限度)

- 第32条 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、200,000口とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。

(優先的配当)

- 第33条 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って剰余金の配当を行うものとする。

- 2 項の配当（以下「優先的配当」という。）の額の額面金額に対する率（以下「優先配当率」という。）は、優先出資の募集にあたって、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。

- 3 優先配当率の上限は、年80割とする。

(優先的配当の額の非累積)

- 第34条 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

(優先出資の消却)

- 第35条 この組合は、優先出資法第15条第1項の規定により、優先出資の消却を行うことができる。

- 2 この組合は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(配当を受けることができる者)

- 第36条 第33条第1項の規定により配当を受けることができる者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録優先出資質権者とする。

(優先出資者総会の招集)

- 第37条 優先出資法に定める優先出資者総会（以下「優先出資者総会」という。）は、優先出資法に定める優先出資者総会の招集事由がある場合のほか、必要に応じて招集することができる。

(優先出資者総会招集の手続)

- 第38条 理事が、優先出資者総会を招集しようとするときは、会日の2週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知をしなければならない。

(優先出資者総会の議事)

- 第39条 優先出資者総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。

- 2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

(優先出資者総会における議決権)

- 第40条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資1口について1個の議決権を有する。

- 2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。

- 3 優先出資者又は代理人は、優先出資者総会ごとに代理権を証する書面又はこの組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの組合に提供しなければならない。

(優先出資取扱規程)

- 第41条 優先出資に関する取扱及びその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

◆第6章 経 理

(事業年度)

- 第42条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

- 第43条 剰余金は、法定準備金、特別積立金、配当金及び

次期繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において議決したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(法定準備金)

第44条 この組合は、出資の総額（優先出資法第42条第1項に規定する資本金の額をいう。）に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1又は剰余金の配当額の5分の1のいずれか多い額に相当する金額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

(配 当)

第45条 普通出資額に応じてする剰余金の配当の率は、普通出資額に対して年10%以下とする。

- 2 前項の配当は、当該事業年度末現在の組合員に対して行うものとする。
- 3 組合員の組合の事業の利用分量に応じてする配当は、当該事業年度内において、この組合が組合員に支払った預金利息、定期積金の給付補填備金又は組合員がこの組合に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。
- 4 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

第46条 損失のてん補は、特別積立金、第43条ただし書の規定によって積み立てた積立金、法定準備金、優先出資法第42条第3項に規定する資本準備金の順序に従って行う。

(残余財産の分配方法)

第47条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行う。

- (1) 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - (2) 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）
 - (3) 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。
- 2 残余財産の額が前項第1号及び第2号の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

【別表1】

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 2 次の各号の1つに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以 上

【別表2】

- 1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。
- 2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業

を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

- 3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1つに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 5 5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき。

以 上

【附 則】

- 改正 昭和54年 7月13日
改正 昭和57年 6月 4日
改正 昭和58年 9月20日
改正 昭和59年 5月26日
改正 昭和61年 5月26日
改正 昭和63年 5月26日
改正 平成 5年 5月27日
改正 平成 8年 5月21日
改正 平成 9年 5月22日
改正 平成10年 7月 1日
改正 平成11年 7月13日
改正 平成12年 8月 8日
改正 平成13年 8月10日
改正 平成17年 6月23日
改正 平成18年 6月24日
改正 平成19年 6月26日
改正 平成19年 9月30日
1. 平成11年6月25日、第22条及び第23条の改正は、平成10年7月1日から適用する。
 2. 平成11年6月22日、第3条第2項第11号の改正は、平成11年7月13日から適用する。
 3. 平成12年6月28日、第3条第2項第11号の改正については、平成12年8月8日より適用する。
 4. 平成13年6月27日、第1条及び第3条・第5号～第11号、第6条、第10条第2項、第16条第2号、第22条、第25条、第30条～第35条の改正は、平成13年8月10日より適用する。
 5. 平成17年6月23日の改正は、平成17年10月1日から適用する。
 6. 平成18年6月24日の改正は、平成18年8月3日から適用する。
 7. 平成19年6月26日の改正は、平成19年8月9日から適用する。
 8. 平成19年9月30日付「金融商品取引法」施行による改正は、同日から適用する。
 9. 平成22年6月25日の改正は、平成22年6月25日から適用する。
 10. 平成24年6月23日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。
 11. 平成24年6月23日改正は、平成24年7月25日付の監督官庁変更認可（関財新理2第108号）以て改正、適用する。
 12. 平成27年6月27日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。
 13. 平成27年6月27日改正は、平成27年8月3日付の監督官庁変更認可（関財新理第98号）以て改正、適用する。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

経営者保証ガイドラインの取り組み

具体的な取り組みとしては、借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の要否を検討しています。

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
 - 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
 - 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
 - 法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など
- また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

	平成27年4月 ～9月末	平成27年10月 ～28年3月末	平成28年4月 ～9月末	平成28年10月 ～29年3月末
A 新規に無保証で融資した件数（ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	0	0	0	0
B 経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0	0	0	0
うち、既存の保証契約を停止条件付保証契約に変更した件数	0	0	0	0
C 経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0	0	0	0
うち、既存の保証契約を解除条件付保証契約に変更した件数	0	0	0	0
D 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0	0	0	0
うち、既存の保証契約をABLに変更した件数	0	0	0	0
保証契約を変更した件数	0	0	0	0
保証契約を解除した件数	0	0	0	0
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	0	0	0	0
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	0	0	0	1
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0	0	0
うち、メイン行としての成立件数	0	0	0	0
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数			0	0
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数			0	1
E 新規融資件数	1,351	1,425	1,333	1,317
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

※1 「保証契約を変更・解除した件数」のうち、「変更」とは「保証債務金額の減額をした場合」をいいます。「解除」とは「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいいます。

※2 メイン行の判定については、当組合の基準に拠り判断しています。

※3 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は、「(A+B+C+D) / E」の計算式により算出しております。

地域に貢献するしおしの経営

当組合は、新潟県南部の魚沼エリアを営業区域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるきめの細かな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献する為、組合員の利益を第一に考えることを基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

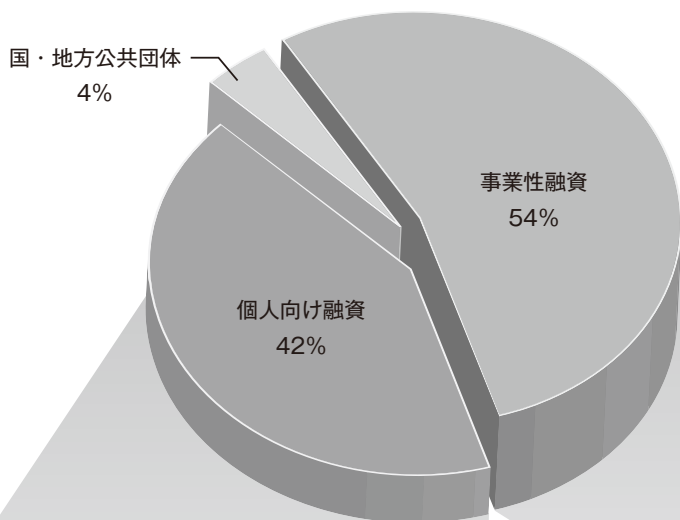
これからも、組合員の豊かな暮らしづくりに奉仕するために、円滑な資金供給と金融サービスを提供していくことはもちろんのこと、文化的・社会的貢献活動を通じ、組合員の暮らしにうるおいを与え、地元振興に積極的に資する、地元の金融機関として在り続けます。

融資を通じた地域貢献

地元中小企業及び個人のお客様をはじめとする地域への円滑な資金供給を重要な使命と捉え、新商品の提供などを通じて、地域のお客様の資金ニーズにお答えします。

●貸出金残高の内訳（平成29年3月現在）

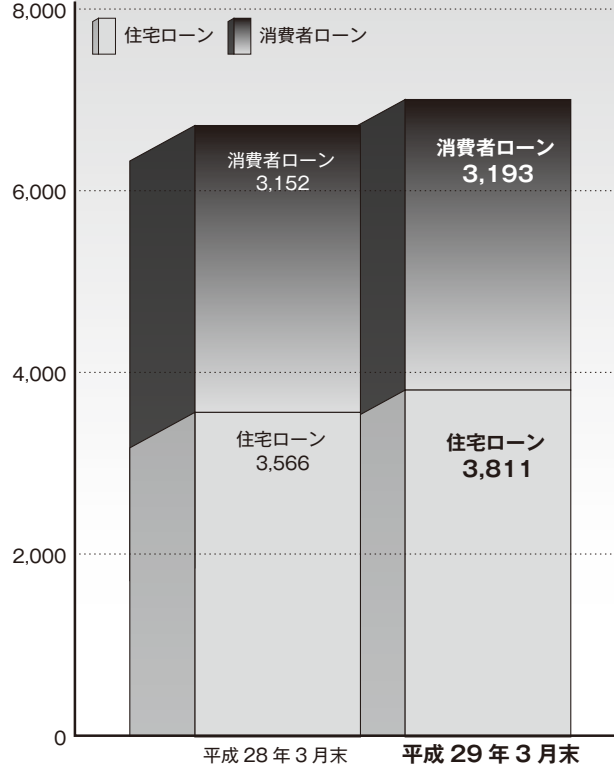
（単位：百万円）



貸出金残高	16,786
事業性融資	9,074
個人向け融資	7,004
国・地方公共団体	708

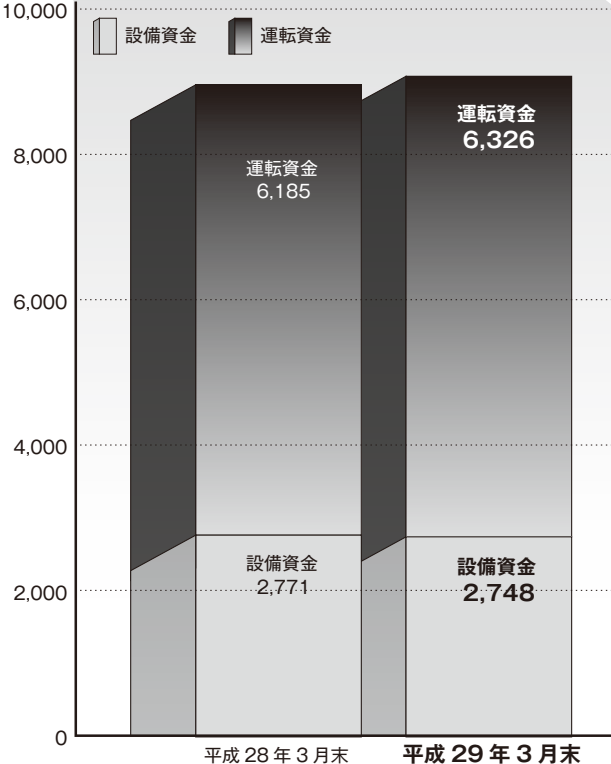
●個人向け融資の内訳

（百万円）



●事業者向け融資の内訳

（百万円）



魚沼の次 代を担う 会	<ul style="list-style-type: none"> ・経営塾を修了した塾生は、OB会組織である「魚沼の次代を担う会」に入会し、5年後10年後に地域の中心的役割を担う「組織」の礎を作ります。
支援プロ ジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力ある商品やサービスを提供する企業に対して特別に支援する「プロジェクト」を立ち上げ、支援しています。 ・「事業育成」「企業成長」をキーワードに経営の内部に介入し、経営者様と一体となり経営の改善、生産性の向上を実現するために取り組んでまいります。
経営改善 計画策定 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・条件変更等に対応した経営支援先へは、中小支援委員が最低月1回定期訪問し、経営助言の実践と経営改善計画策定支援に取り組んでまいります。
月次決算 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合のお取引先が会計要領に準拠した信頼性のある決算書とすること、毎月の収支が確認でき、独自に資金計画が図れる「月次決算化」に取り組んでまいります。
事業承継 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者不在による自主廃業への対応として ① 後継者不在事業先の事業存続予想年数等のデータ化 ② 既存事業先の事業主及び従業員への事業継続の可能性確認 ③ 事業譲渡M&Aによる事業承継の可能性確認 ④ 経営者候補の求人、若手起業家の発掘と育成 <p>以上に取組んでまいります。</p>

牧之通り活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合本店が位置する「牧之通り」の活性化及び地元観光産業の業績向上に向けた支援として、本店のロビーを観光客の見学場所として開放しております。
子どもの金銭教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合の各支店の所在地である小中学生を対象に、貨幣の歴史や金融の仕組みを学ぶ出張授業の実施をしています。学校での直接の授業の他、当組合営業店の店舗に生徒を招いての開催も実施しています。
若者カード教育・スマホ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・本店所在の地元高校に対し、クレジットカードローン、キャッシングの利用に対する注意喚起を行い、詐欺被害防止や貯蓄の重要性を出張授業しています。また同高校のOB職員によるスマホ課金ゲームの注意喚起は大変好評であり、今後もさらに維持発展して参ります。

顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「景気対策特別融資」「農業振興支援資金」、協業化と創業・新事業を支援する「創業・協業化支援資金」、資金繰りの安定化を図る「ビジネスサポート」、エコ関連資金として「環境エコローン」などを取り扱っています。平成29年2月1日、全国初となる20代限定の51年固定金利の住宅ローンを発売。地域・社会の課題を解決するための商品開発を今後も続けていきます。

また、個人への支援として、高齢者向けの「年金需給者ローン」、多重債務改善対策の「おまとめローン」、当組合組合員の地元自動車関連指定業者からの車の購入から、細かな出費まであらゆる場面に即日対応できる「マイカーローン・リザーブ」などを取り扱っています。

8月5日	小出郷信楽会「第6回ボウリング大会」「第12回納涼祭」実施
8月6日	津南信楽会「第14回・ふれあいの集い」実施
9月3日	「第29回・信楽会合同親善ゴルフコンペ」実施
9月6日	第4回「信楽会サポート委員会」実施（五信楽会）
9月11日	五日町信楽会「第23回ふれあいの集い・八海山泉ピレージ」実施
10月16日	津南信楽会「日帰りバス旅行・富山の伝統蒲鉾・宇奈月温泉」実施
10月20日	石打信楽会「日帰り旅行・浅草・スカイツリー・赤坂迎賓館」実施
11月14・15日	「年金旅行・石打」横谷温泉
11月20日	本店信楽会「第2回蕎麦打ち体験」実施
12月2日	石打信楽会「第36回・定期総会」実施
12月15日	「年金サポート委員会」
平成29年	
1月17日	小出郷信楽会「第15回・定期総会」実施
2月3日	本店信楽会「第36回・定期総会」実施
2月24日	五日町信楽会「第36回・定期総会」実施
3月10日	津南信楽会「第25回・定期総会」実施

店舗・ATM等の設置数（平成29年7月現在）

店名	住所	電話番号	自動機	
			ATM	両替機
本 部 しんくみ センター	〒949-6408 南魚沼市塩沢1221 番地-4	(025) 782-1201(代)	1台	-
本 店	〒949-6408 南魚沼市塩沢1198番地	(025) 782-1151(代)	2台	1台
石打支店	〒949-6371 南魚沼市関1124番地1	(025) 783-2962(代)	2台	1台
五 日 町 支 店	〒949-7101 南魚沼市五日町387番地1	(025) 776-2691(代)	1台	-
津南支店	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字 下船渡戊543番地3	(025) 765-3125(代)	1台	-
小 出 郷 支 店	〒946-0076 魚沼市井口新田547 番地15	(025) 792-7766(代)	1台	-
ご利用 時 間	平日、土・日祝祭日 午前8時から午後8時まで			

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に真に密着した金融機関であり、中・小規模事業者の拠り所として、地元の将来を背負って立つ気概を持っていきます。

組合員一人一人は良い時も悪い時もあり、長い目で見れば助けたり助けられたりする間柄。当組合の付き合いは、長期的視点に立つ支援が基本です。当組合の営業地域が限定されていることは「運命共同体」を意味しており、「逃げない」金融機関として、お客様の経営支援に真に正面から取組んでいます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

本部の「しんくみセンター」内に「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置、専門委員会として各営業を横断的に「中小支援委員会」を設置して、中小企業の経営支援に取組んでいます。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

取組内容	取組状況
創業・新規事業支援	
創業新事業化支援	<ul style="list-style-type: none"> 認定支援機関同士の連携により、地域内の特に若者層の独立を支援し、新事業を誕生させるお手伝いに取組んでいます。
成長段階支援	
魚沼の経営塾、経営塾OB	<ul style="list-style-type: none"> 28年度も引続き「㈱タナベ経営」との連携による「魚沼の経営塾・第4期」と開講し、取引先企業50社から参加をいただきました。29年度も50社から第5期に参加頂いております。(㈱タナベ経営の講師による勉強会の開催及び、塾生がお持ちの経営課題について、講師が個別に相談をお受けする体制としていきます。また、塾生同士の異業種交流会の開催に

目利き能力の発揮による事業性評価を重視した融資

取組内容	取組状況
担保・保証に過度に依存しない融資の取組	<ul style="list-style-type: none"> 例え保証会社、保証協会が通らない場合でも、現状把握を十分行い、地元のローカルな情報を駆使して審査し、ご融資の相談に応じております。 人物本位の定性情報を重視し、当組合と未永いお付き合いができる方、地元へ密接に関わりがある方のご相談に応じております。
事後管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ご融資の後、1、3、6、12ヶ月サイクルで、収入、勤務先、ご家族の状況等に変化がないか、お困りのことが無いかを確認。また、変化があった場合は報告していただくことをお約束してご融資に応じております。
事業性評価に基づく融資の取組	<ul style="list-style-type: none"> 優良企業にしか目を向けていない金融界の現状から、私どもは、目の前のお取引先を財務の健全化により優良化し、事業性評価を上げていく、いわゆる貸したところから真のお付き合いが始まる取り組みを実施してまいります。 事業の可能性を評価基準に「事業育成」へ取組んでいます。
救済支援から再生改善	

地域の活性化に関する取組状況

取組内容	取組状況
地元消費購買促進事業	
ふるさとカタログギフト	<ul style="list-style-type: none"> 地元消費購買活動促進事業として、津南支店において、「カタログギフト」を作成。地域内事業者の新たな販路拡大と地域の活性化に貢献することを目的に取組んでいます。
地域還元型特別賞	<ul style="list-style-type: none"> 当組合では、職員へ必ず勤務地で消費することを条件に通常賞と別に「地域還元型」の特別賞を支給し、地元の信用組合として消

顧客の組織化とその活動状況

●後援会「信栄会」

本会は、当組合の業務の伸長を支援し、併せて会員の見識を高め、会員の生活の安定、会員相互の親睦への寄与および会員の経済社会における地位向上に資する事業を行うことを目的として設立し、事業として経済・経営に関する研究会、懇談会、親睦事業などを行っております。

会員数は現在約700名で、精力的に活動しております。

◆年金友の会「よろこび」

当組合の年金友の会は、当組合で年金を受給しているお客さまを会員とし、趣味・文化・スポーツ・健康に関する活動を通じて、会員相互の親睦と仲間作りを進め、健康で明るく楽しい生活を過ごしていただくため昭和63年6月設立され、会員数は現在2,700名以上のほります。平成29年6月1日には30周年記念式典が盛大に執り行われました。

◆しおしんレディースクイーン

当組合の女性専用商品「クイーン積金」をご契約のお客さまを会員とし、会員相互の親睦を図るため平成元年6月に設立され、会員数は現在約400名。

平成30年には、設立30周年を迎えます。

平成28年度年間行事の紹介

平成28年	
4月25・26日	「年金旅行・本店 下部温泉」
5月16日	小出郷信栄会「日帰り旅行・大相撲5月場所所観戦と築地場外市場散策」
5月23・24日	「年金旅行・五日町 フラガールいわき湯元」
5月28日	小出郷信栄会「第9回ゴルフコンペ」実施
6月4日	津南信栄会「ゴルフコンペ」実施
6月9・10日	「年金総会兼昼食会」各本支店会場にて実施
6月16・17日	「年金旅行・津南 さくらんぼと天童温泉」
7月30日	石打信栄会「第5回ふれあいの集い」実施

地域サービスの充実（地域の活性化に関する独自のベンチマーク）

雪国を知り尽くした金融機関だからこそできる、タイムリーな資金繰り支援
 「雪対策並びに景気対策特別資金」

豪雪地に暮らし続ける当組合ならではの、「雪」による景気変動を見越した特別資金をつくり、先手を打った資金繰り相談を毎年行っています。行政機関よりも早く、制度資金よりも使いやすくした商品設計を行っており、雪による災害対策に対して迅速に対応しています。

異常小雪、大雪等の災害対策資金といえは、直接被害の及ぶ業種や実際の被害に対する補てんの為に用途が限られるのが通常ですが、雪国において雪が多い少ないといった影響は、広く全業種に影響が波及することを当組合はよく知っています。

雪国の金融機関だからこそ、雪対策とともに景気対策として、業種や用途を直接被害に限定しないこととしています。

返済負担を抑えるため、既存借入れの一本化を行ったり、売り上げのある時に随時返済を可能にしたりと事業者のニーズに合わせて柔軟に支援しています。

雪対策並びに年末景気対策特別資金
 平成28年11月1日より取扱い開始
 雪対策でお困りの事業者の皆様のため、年末の景気対策として特別資金をご用意しました。ぜひ、しんくみにお気軽にご相談ください。

ご利用対象	雪の害により経営に支障が生じる、または今後の返済負担等で資金繰りに支障をきたす恐れがある事業者
資金使途	返済資金・運転資金
ご利用期間	10年以内(返済1年以内)
ご利用利率	年0.9%~7.9% (変動金利)
返済形態	当組合・手形貸付・保証貸付
返済開始	平成28年11月1日 平成29年1月1日
返済方法	元金均等返済・元金元金均等返済、一括返済・一括返済
返済回数	月1回以上、お振替にて
返済場所	当組合・手形貸付・保証貸付

塩沢信用組合
 TEL: 0202-782-1151 塩沢支店 TEL: 0202-782-0900
 TEL: 0202-782-0901 塩沢支店 TEL: 0202-782-0902
 TEL: 0202-782-0903 塩沢支店 TEL: 0202-782-0904

日本型金融排除「個人版」の実態
 「家計診断」による「救済から、再生へ」

スマホの割賦販売の普及や、公共料金のコンビニ決済、私たちを取り巻く消費生活は、一見すると利便性・多様性が高まっており、特に若年層の利用者は、従来の口座振替による支払いの頻度が少なくなっています。

一方で、払込票によりコンビニ支払いをすることが当たり前になっている若者が、つい忙しさから3か月間支払いを滞らせてしまい、知らず知らずのうちに自分の信用情報を傷つけ、金融サービスにアクセスできないという、「個人版」金融排除の実態が明らかになっています。スマホの割賦販売や、クレジットでの分割払い、リボ払い等を当組合では「隠れローン」と呼び、知らないうちに悪化している家計収支を改善するお手伝いをしています。

「家計診断」により、お困り家計の隠れローンをあぶり出し、おまとめローンにより月々の返済負担を軽減することで、家計収支の改善を実現し、ローン実行後もクレジットは一回払いのみ、キャッシングは利用しない等々の約束事を交わし、事後のアフターフォローを徹底することにより、「救済」から「再生」へ導くサービスを継続しています。

家計診断の現場おすすめプラン

お仕事帰りにゆったりと
 延長デーの窓口相談、お手続き

平成28年4月より、窓口開店時間を朝8時30分から夕方5時まで、毎週水曜日は夜7時30分まで営業しています。共働きのご家庭が多く、家計を預かる奥さま達も、フルタイムで一生懸命ご勤務されています。お仕事帰りにゆったりとした気持ちで、各種のお手続きや家計の相談、ローンのお申込み等にご来店いただけるよう、窓口を延長し、サービスを充実させております。

毎週水曜日のローン相談件数は月に1000件を超えており、多くの皆様にご利用頂いています。全店で実施しておりますので、お仕事帰りにぜひお気軽にお立ち寄りください。

三国街道塩沢宿「牧之通り」
 「観光開店」による活性化支援

南魚沼市塩沢にある「牧之通り」は江戸時代の商人で随筆家でもある鈴木牧之にちなんで名づけられた通りです。雪国ならではの生活の知恵である「雁木」を連ねたその景観は数々の景観大賞を受賞しており、観光地としての価値が高まっております。

当組合では「観光開店」として、3月の「ひな雪見かざり」、5月の「牧之茶会」、10月の「塩沢つむぎ語り」等々のイベント時には土日にも店舗を開放し、牧之通りに訪れた観光客の為の観光案内所としてイベントに協力しています。

通りの皆様と一緒に地域活性化に取り組むことで、地域との一体感を醸成しようとして継続しています。



文化的・社会的貢献に関する活動（文化的・社会的貢献に対する独自のベンチマーク）

平成28年	4月5日 ～15日	「さわやか信金・年金ツアー」牧之通りと取引先ホテル宿泊誘致を実現
	4月7日	「入学式写真撮影」「入学式・贈呈式」AM塩沢小学校、PM塩沢中学校
	4月15日	「第一勸信・年金感謝デー展示即売会」職員2名派遣、地元業者出店
	4月16日	「糸魚川信用組合・講演会」理事長講演、職員3名派遣
	4月21日	「FMゆきくに企業紹介コーナー」（塩沢信組提供枠にて信栄会・会員企業紹介）
	4月24日	「第一勸信・青砥支店」地元祭り補助職員1名派遣、地元業者出店
	5月1日	「軽トラ市」（本部）5月～11月の第一日曜日
	5月3日	塩沢宿「牧之茶会」協力
	5月3日 ～6日	本店「観光開店」
	5月29日	「八海山登山マラソン大会」2名参加
	6月3日	「全店ボランティア清掃」6月～9月年4回実施
	6月8日	「札幌学院大学・三好教授」（本店来訪）理事長面談
	6月10日	「全信組連・総合企画部取材」総合企画部2名、全信組連新潟支店長来訪
	6月12日	「第6回南魚沼グルメラソン」職員13名ボランティア参加
	6月14日	「糸魚川信用組合合同FS」本店会場実施
	6月15日	「第一勸業信組・感謝デー」即売会、地元企業5社参加、職員2名派遣
	6月17日	「井口晴一氏黄綬褒章受章祝う会」（シャトー塩沢）
	6月22日	「NTTユーザ協会総会」企業電話応対優良事業所表彰
	7月8日	「夏期賞与支給日」地域還元型賞与3万円上乘せ支給
	7月8日	「埼玉信組・経営塾一行視察研修（40名）」講師：小野澤理事長
	7月27日	「さくらの街信組」長谷川理事長と石塚部長来店（本店）
	8月7日	「第13回枝折峠ヒルクライム」職員4名ボランティア参加
	8月17日	「東京シテイ信金・経営塾納涼祭」協賛、小野澤理事長 長他2名出席
	8月19日	「金融経済新聞社・取材」（東京、全信組連会館）小野澤理事長対応
	8月24日	「塩沢商工高等学校」面接指導
	8月25日	「非常時訓練・緊急連絡網の確認」・「防災訓練・災害時の点検と報告」実施

	8月29日	「埼玉信用組合・小野澤理事長講演会・情報交換」理事長、職員2名派遣
	8月31日	「第一勸信・ネットラジオ収録」小野澤理事長、職員2名
	9月2日	「山形中央信組・理事長講演会」（一泊二日）小野澤理事長、店長2名派遣
	9月6日	「第2回信組ふれあい祭り」よしのや様駐車場
	9月7日	「五日町小学校・金銭教育」実施（五日町支店）
	9月9日	「さくらの街信組・小野澤理事長講演会」理事長、高橋理事、山田代理
	9月13日	「魚沼の経営塾日帰り研修旅行」（参加34名、役員7）
	9月23日	「全東栄信組・十条支店」当組、糸魚川、連携物産店職員1名派遣
	9月28日	「ピックラティブ」社長来訪、小野澤理事長面談
	9月28日	「基金設立」（口座開設）「魚沼の未来基金・設立記念式典」
	10月7日	「塩沢商工高校・金銭教育」（3年生全員140名対象）実施（本店）
	10月9日	「塩沢一周駅伝大会」（信組大会スポンサー）信組チーム出場
	10月11日	「第一上田小学校・金銭教育」（3・4年生20名対象）実施（本店）
	10月12日	「第一勸信・赤平副理事長」来訪、玉川酒造へ視察、理事長、職員2名対応
	10月12日	「塩沢商工高等学校」インターンシップ3名受入
	10月12日 ～14日	「第一勸信・赤平副理事長」本店、石打視察、高橋理事、職員2名にて対応
	10月18日	「さくらの街信組合同・貸出FS」（本店）
	10月23日	「第5回魚沼コシヒカリ紅葉マラソン」（葉師スキー場）第一勸業信組職員参加
	10月26日	「しんくみ食のビジネスマッチング」（池袋サンシャイン）地元業者出店
	10月26日	「新潟日報」取材（本店、小野澤理事長対応）
	10月28日	「健康職場おすすすめプラン」表彰式（本店）（理事長、監事、片桐）
	11月8日	「魚沼の経営塾」（第3回）「綿屋旅館」埼玉信組合同参加
	11月9日	「日経新聞・取材」（本店）小野澤理事長対応
	11月10日	「空知商工信組・小野澤理事長講演会」
	11月10日	「健康ビジネスサミットうおめま会議」（北里大学）山田代理出席

	平成29年	11月11日	「札幌学院大学・小野澤理事長講義」17：30「函館商工信組・役員懇談会」
		11月12日	「函館商工信組・小野澤理事長講演会」
		11月12日	「きものスコレ」（第29回）「シャトー塩沢」4名出席
		11月14日	「県福祉保健部・検討委員会未来基金発表」（自治会館）山田代理出席
		11月14日	「理事長・黄綬褒章伝達式」
		11月25日	「山形中央信組・合同FS」（本店）「個人ローン合同FS」（石打支店）
		12月7日	「長岡大学・小野澤理事長講義」（小野澤理事長、山田和彦、佐藤温子）
		12月9日	「冬季賞与・地域還元型賞与」3万円上乘せ支給
		12月13日	「さくらの街信組・合同FS」（五泉会場）小野澤理事長、職員4名
		12月15日	「小田原第一信組・合同FS」（小田原会場）小野澤理事長、職員4名
		12月26日	「学校評議員会」（塩沢商工）須藤常務
		12月27日	「小田原第一信用組合」来訪年金旅行誘致打合せ（高橋理事、山田代理、対応）
		1月19日	「新潟県労金・中村常務他4名来訪」小野澤理事長面談
		1月25日	「日経新聞・取材」対応：小野澤理事長（20日限定住宅ローン）
		1月30日	「魚沼の未来基金・審査会」（本店）
		2月1日	「家庭円満51」「ベストパートナー企業100」合同記者会見（本店）
		2月4日	「元氣いきいき健康企業セミナー」小野澤理事長パネラー出演BSN
		2月11日 ～3月12日	本店「観光開店」実施（ひな雪見かざり）
		2月15日	「全東栄信組・東長崎支店」物産店職員1名派遣
		3月3日	「宿毛商銀信組」（高知県）小野澤理事長講演、店長2名同行
		3月11日	「協同金融研究会・第13回シンポジウム」小野澤理事長講演及びパネリスト
		3月15日	「小田原第一信組・年金旅行」（牧之通り）誘致実現
		3月16日	「魚沼の未来基金」贈呈式（塩沢織物会館）奨学生22名保護者、財団、委員
		3月22日	「しんくみビーター募金」贈呈式（本店・金城学園・長慶福祉会）
		3月25日	「小野澤理事長・黄綬褒章受章記念式典」（ナスバニューオータニ）

地域を応援する取組（地域の課題に対する独自のベンチマーク）

若者定住と地元優良建築業者の振興 20代限定住宅ローン「家庭円満51」

顧客が真に満足する住宅建築とアフターフォローのサービスを充実させ、提携する地元建築業者を名実ともに「優良」業者へ育成し、20代の若者世代の定住を促進させるため、20代限定の51年固定金利住宅ローンを全国で初めて発売しました。

公的機関とも連携し、婚活等の支援も行いながら、若者優位な取り組みを率先して展開してまいります。

また提携建築業者が連合し、小規模事業者を守るため、建設業による産業振興を実現します。

1社1人・100社100人雇用創出 「ベストパートナー企業100」

「仕事が人を呼び、まちをつくる」の理念のもと、中小企業の社長の悩みやバックオフィスの課題を解決するため、トップセミナーを開催し、人材教育や職場改善を支援して雇用環境整備と雇用の定着を実現します。

「女性だけの女性のための女性活躍セミナー」により、職場の働き方改革と女性活躍の推進を実現します。

独自の合同就職説明会を主催し、新たな雇用の創出と、企業の人材不足解消を支援します。

「地域還元型賞与」「従業員への定期家計診断」を事業化し、従業員家計の安定化を支援することで、企業経営の安定化を支援します。

地域の若手経営者の育成 魚沼の経営塾、魚沼の次代を担う会

平成25年から開始した魚沼の経営塾は平成29年4月より第5期がスタートしています。当組合職員によるきめ細やかなサポートと独自企画の異業種交流会により、経営塾の内容はさらに充実発展し、毎年新規の50社が「魚沼の経営塾」に参加頂いております。

200名を超える規模となったOB会組織「魚沼の次代を担う会」では、市場環境の変化に適応した事業の見直し、第二創業を促し、異業種間での協業化と新事業の実現を目標化しています。

「すき間」の創造と参入により、差別化を実現し適正価格を堅持することで事業を継続・発展させる為、実現性の高い事業計画の作成を進めています。

地域のこどもは、地域で支える 「魚沼の未来基金」

組合員の皆様を始めとする地域の有志の方々から寄附金をお預かりし、魚沼の未来を担う若者の支援を目的として「魚沼の未来基金」を設立しました。

当初目標を大幅に上回るご寄付を頂き、平成29年4月には、ひとり親家庭の高校生22名へ給付型奨学金を贈呈する事業を開始しました。

地域の中で長年に渡り信頼を頂き、実業を継続している信用組合だからこそ実現する取組であり、協同組織の原点ともいえる事業と考えております。

魚沼の未来基金の価値を一人でも多くの方から共有して頂けるよう努力して参ります。



地域貢献に関する情報開示（取引先企業の成長・価値向上に対する独自のベンチマーク）

ゆきぐくに温泉マンゴープロジェクト

日本有数の豪雪地帯である新潟県南魚沼市で、さく井業を本業とする建設業者様が、平成16年に自社技術を活かして敷地内に掘り当てた温泉の熱を利用し、南国のフルーツであるマンゴーの生産販売を行っています。

当組合では、同社に特化したプロジェクトチームを発足させ、新規事業展開を支援しています。

栽培技術を高めるための人脈づくりや、PRのため、県内テレビ局に番組の企画書を持ち込んで認知度向上を仕掛け、有名百貨店のバイヤー等との商談にも同席し、ブランドコンセプトを堅持しつつ販路を拡大する支援を行っています。

昨年からは、顧客のロイヤル化戦略としてマンゴーオーナー制度を企画提案し100口を完売、平成29年7月16日にはマンゴーオーナーの来場イベントを企画・運営支援し、成果を上げています。

今後、魚沼地域の特産品として事業を拡大し、地域活性化のモデルとして育成支援してまいります。



つなんポークプロジェクト

新潟県津南町で養豚業と精肉・加工品販売・飲食店の六次産業に取り組み事業者様に対して、同社のキラリと光る強みを深く理解したうえで、本部メンバーを含めてプロジェクトチームを発足し、特化した支援を行っています。

畜産・加工・販売を部門ごとに精査し、その業務プロセスを深く理解した中で、人材の活用と育成に特に力をいれています。

生産性を上げるため、従業員満足度に焦点を当て、法人化

のプロセスの中で就業規則の制定を支援しました。



製品のブランディングを支援し、卸単価のアップや認知度の向上と共に、従業員の士気高揚に成果を上げています。

関東圏へ向け、魚沼産コシヒカリを飼料として与えた新ブランド「越の光ポーク」の販売強化に取り組んでいます。



カタログギフトプロジェクト TSUNANひまわり百選第2弾

平成25年に発刊した第一弾が完売し、第二弾を作成しました。新潟県津南町の大割野商業協同組合様と協働し、津南町の特産品とサービスだけを集めたカタログギフトを企画・制作・販売支援を行っています。

津南町の事業者の皆様のために、津南町の特産品だけを集めたカタログを制作し県内外へ売り込むことで、津南町全体のPRと売上貢献を図り、津南町の活性化に成果を上げています。当組合が仕掛人となり、津南町の事業者様を当組合職員がチームを組んで訪問し、加盟店集めから商品写真の撮影

や、紹介文の作成までアドバイスし完成させています。

1冊5,400円（税込）で好評販売中です。カタログの中には津南町の観光案内マップも同封しており、津南町に来ていただくための観光ガイドとしても利用可能な総合カタログとしてご案内しております。





魚沼の未来基金設立
(平成28年9月28日)



健康職場おすすめプラン表彰式
(平成28年10月28日)



経営塾第5期開講式
(平成29年4月10日)



小野澤理事長黄綬褒章受章記念式典
(平成29年3月25日)



第一勧業信用組合物産展
(平成28年6月15日)



魚沼の次代を担う会葬式
(平成28年4月21日)

(3) 当組合は、2020年までに、20名の職員を採用することを内外に向けて公表しており、職員数を現在の50人から70人に増やす計画としております。

地元のお金を地元で消費するために、当組合は、平成23年から「地域還元型特別賞与」を支給しており、職員は、上乘せ支給された「3万円」を必ず勤務地で消費しています。

「企業版総合戦略」を掲げ、4月に「魚沼の次代を担う会」(経営塾OB会)がスタートし、経営塾は四期生が50名でスタートしました。平成29年4月は経営塾の第五期生がスタートし、「次代を担う会」も内容をバージョンアップし、さらに実現性の高いものとして開催する予定です。

職域サポートは、ここで「ベストパートナー事業」として、リニューアルし、「1社1人、100社100人」雇用創出事業を第一義に取組みます。

協会けんぽ新潟支部と提携し、社員の健康管理へ関与したデータヘルス計画を実施、38社が認定証を授与され、その内、2社が銀賞を受賞しました。

(4) 7月に組合員1万1千有余名へ「3%」の出資配当金を支払し、その内容は、「事業報告書」と「組合運営に関するディスクロージャー」として、全組合員へ郵送によりご通知申し上げます。7月末には、全38ページに及ぶ「平成28年度のディスクロージャー誌」が完成し、店頭へ備え置くと共に地元関係各位へ説明しながら配付しました。

当組合の独自の取組が紹介された内容であり、特に総代の選出と紹介は全員の顔写真が掲載され、なおかつ総代の選出は20代あり30代あり、女性も29名と組合員構成比を反映させたものであり、全国の信金と信組の中でも進んだ取り組みとして評価されております。

(5) 東京の「第一勧業信用組合」様と地域連携協定を結び、新宿通りに面した四谷の本店の2階に塩沢信用組合の東京事務所が開設出来ました。6月には、県下11信組による業務連携協定を結びました。

子どもたちの学習支援を目的とした、地元共助による全国初の「魚沼の未来基金」が立ち上がり、このたび待望の「第一期奨学生」が誕生しました。

当組合の理事長として、昨年に黄綬褒章受章の栄に浴しましたことは、多くの皆様に支えられての受章であり、組合の歴史に新たな1頁を刻むことができました。本当に感謝しております。ありがとうございます。

5年前に当組合から発信し、オリジナルのコースターで表現している「地酒で乾杯」「追い水推奨」「食べ残しゼロ」は、今まさに地域の代表的な取組として注目を集めるに至りました。

来期は、地方創生につながる地元へ影響を及ぼす取組を、当組合が地域のリーダーとして具体的に発信して参ります。ますます頼られる信組としてきちんと役割を果たし、さらなる精進を重ねて、きめ細かな営業を展開してまいります。役員職員一同、お客様のために毎日一生懸命に営業いたしますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます。平成28年度の「事業報告」とさせていただきます。

事業報告

平成28年度 第64期

(自平成28年4月1日)至平成29年3月31日)



長岡大学講演
(平成28年12月7日)



TSUNANひまわり百選第2弾完成
(平成28年11月4日)



糸魚川募金贈呈
(平成29年4月26日)



高知県宿毛商銀信用組合講演
(平成29年3月4日)



山形中央信用組合講演
(平成28年9月2日)



石打支店新店舗グランドオープン
(平成28年11月28日)

1. 事業の概況

(1) 平成28年12月22日に発生した「糸魚川大規模火災」により、被災された皆様へ謹んでお見舞いを申し上げますと共に、このうちは、一日も早く復旧されることを心からお祈り申し上げます。不測の事態に対する心構えを教訓として再認識した年末の出来事でした。私ども「糸魚川信用組合」様は、兄弟信組と言える間柄であり、今後も復興のために出来るだけのお手伝いをしたいと考えております。

当組合では、4月に職員給与のベースアップを実施、メモリアル休暇を導入するなど、職員満足度の向上へ優先的に取り組みました。10月には、半期の業績好調を反映し全職員へ特別手当を支給しました。

「石打支店」は、42年ぶりに新店舗となり、記念式典並びに祝賀会も皆様のおかげで盛大に挙行することが出来ました。新しい店舗は、大変に評判がよく、多くのお客様からお褒めの言葉をいただいております。

TSUNANひまわり百選の第2弾ができました。完成度が上がり、参加業者から期待の声寄せられ、他の地元自治体からも注目されています。第2弾を1年以内で完売し、さらに第3弾へと発展させる予定です。

4月より「営業力」を強化、各店の営業職員を4名体制とし、営業車4台ずつ、全店に20人の職員と20台の営業車を配置、若手と女性と中堅とベテランの四層を縦軸に、横軸として横断的な委員会を組織し、全店的な情報の共有を図り共に協力して臨む団体戦での営業を展開して参りました。

4月より地元商工会の青年部と雪国青年会議所へ信組で加入して、職員をそれぞれ派遣し、地元行事へ積極的に参加しております。

(2) マイナス金利下の利ザヤ縮小局面ですが、県下金融機関の中で唯一預金金利を引き下げておらず、今後も預金金利を引き下げる予定はありません。

4月に「糸魚川信用組合」、8月に「埼玉信用組合」、9月に「山形中央信用組合」と「さくらの街信用組合」、11月に「空知商工信用組合」と「函館商工信用組合」、3月に「宿毛商銀信用組合」から、それぞれ役員向けの講演会を依頼され訪問して参りました。

全国的に苦戦している信用組合が多い中で、比較的的成功している事例として、当組合の取組を参考にしたいという金融機関からの問い合わせが多く、最初にこちらから訪問して概要を説明し、興味や関心のあるものに関して、さらにこちらへ来ていただいで、実際の営業活動を見てもらいたい参考にしていただいております。

全信中協様からのご依頼により「札幌学院大学」と「長岡大学」において理事長講座を実施、大変好評を得ており、さらに訪問する大学の数が増える見込みであります。



Shiozawa Shinyokumiai DISCLOSURE 2017

本店「蔵」
〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198番地
TEL (025) 782-1151(代)

お仕事帰りにゆったりお手続き

窓口営業時間 朝8時30分～夕方5時まで

毎週水曜日は 夜7時30分まで 窓口を延長しています

※全店舗で実施しております



石打支店
〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124番地1
TEL (025) 783-2962(代)



五日町支店
〒949-7101
新潟県南魚沼市五日町387番地1
TEL (025) 776-2691(代)



津南支店
〒949-8201
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡成543番地3
TEL (025) 765-3125(代)



小出郷支店
〒946-0076
新潟県魚沼市井口新田547番地15
TEL (025) 792-7766(代)



本部しんくみセンター
〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221番地4
TEL (025) 782-1201(代) FAX (025) 782-4063
ホームページ <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>
メールアドレス shinkumi@pluto.plala.or.jp

